

(組合員向け)

消費税インボイス制度導入への 対応について

令和5年3月

JA北ひびき

(資料提供:JA北海道中央会)



目 次

1. はじめに

- (1)消費税の申告・計算方法の確認 ----- P2～7
- (2)区分記載適格請求書(現行制度) ----- P8～9
- (3)インボイス制度の概要 ----- P10～17

2. 事業者ごとに必要なインボイス制度への対応

- (1)本則課税事業者が必要な対応 ----- P18～30
- (2)簡易課税事業者が必要な対応 ----- P31～33
- (3)免税事業者が必要な対応 ----- P34～42
- (4)任意組合等が必要な対応 ----- P43～48
- (5)農事組合法人は必要な対応 ----- P49～50

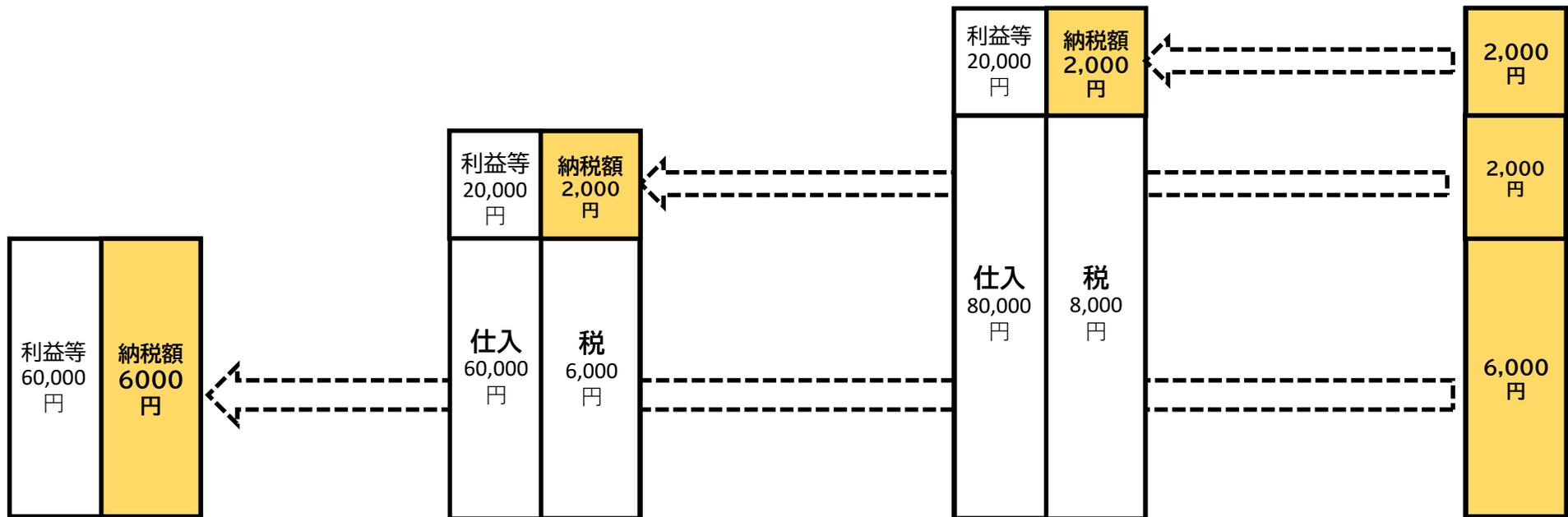
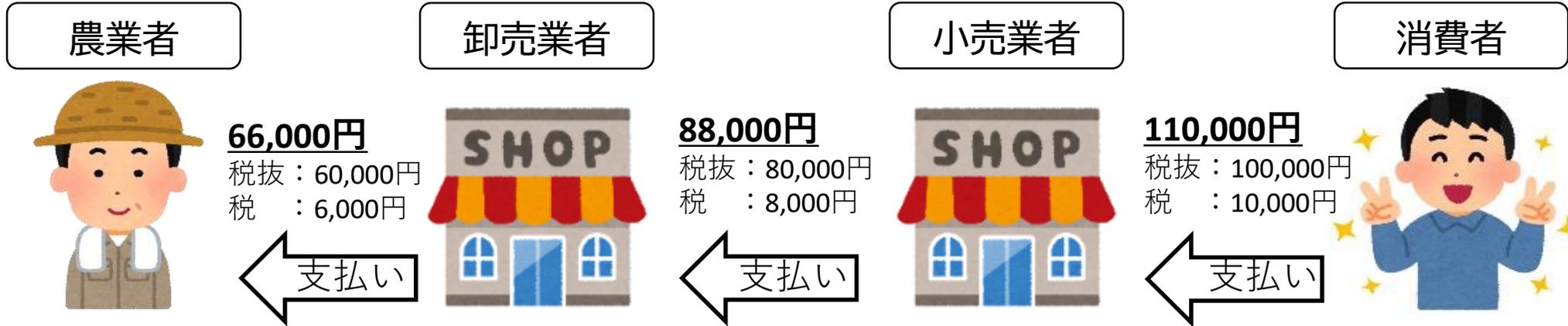
3. 令和5年度税制改正事項について

- (1)改正事項一覧 ----- P51
- (2)2割特例 ----- P52
- (3)少額特例 ----- P53
- (4)少額な返還インボイスの交付義務免除 ----- P54
- (5)登録制度の見直しと手続きの柔軟化 ----- P55～56



1. はじめに (1)消費税の申告・計算方法

消費税とは財・サービスの消費が行われることに着目して課税される税です。消費税を最終的に負担するのは消費者ですが、**申告・納付を行うのは事業者**となります。





1. はじめに (1)消費税の申告・計算方法

事業者は、大きく分けて消費税の申告の必要のない「**免税事業者**」と、消費税の申告の必要のある「**課税事業者**」の2つの事業者に分かれます。

※1(法人だと上期6か月、個人だと1月から6月)

基準期間(前々年度)の
課税売上が**1,000万円超**ですか？



特定期間※1の課税売
上が**1,000万円超**す
か？



特定期間※1の支払給与
総額が**1,000万円超**す
か？



設立から2年以内の法人で資本金の額(又は出
資の額)が**1,000万円以上**ですか？



課
税
事
業
者

私は消費税
の申告が
必要！



申告不要！
楽ちゃん



免
税
事
業
者

いや、せっかくですが
私はあえて消費税を
申告したいです！



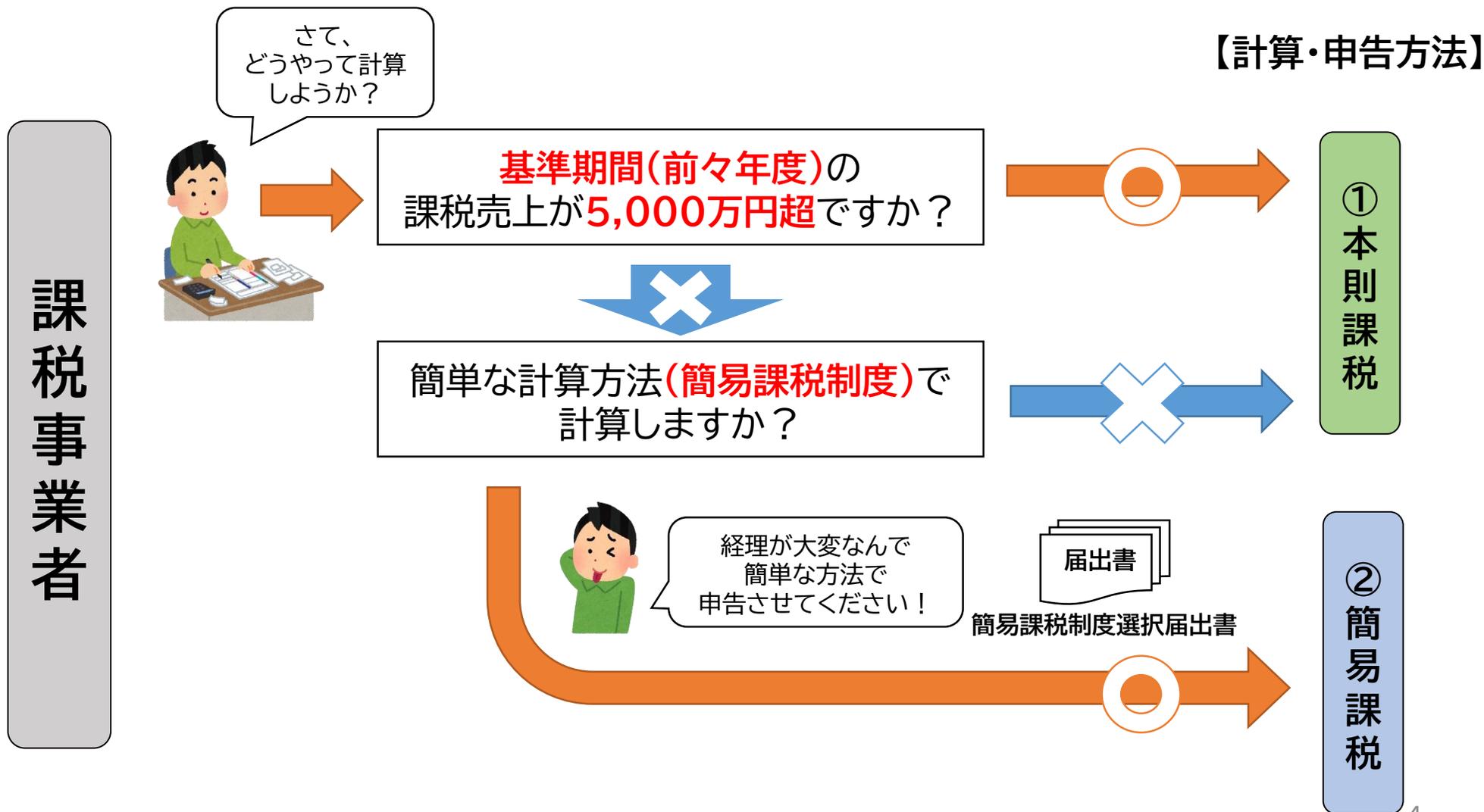
届出書

課税事業者選択届出書



1. はじめに (1)消費税の申告・計算方法

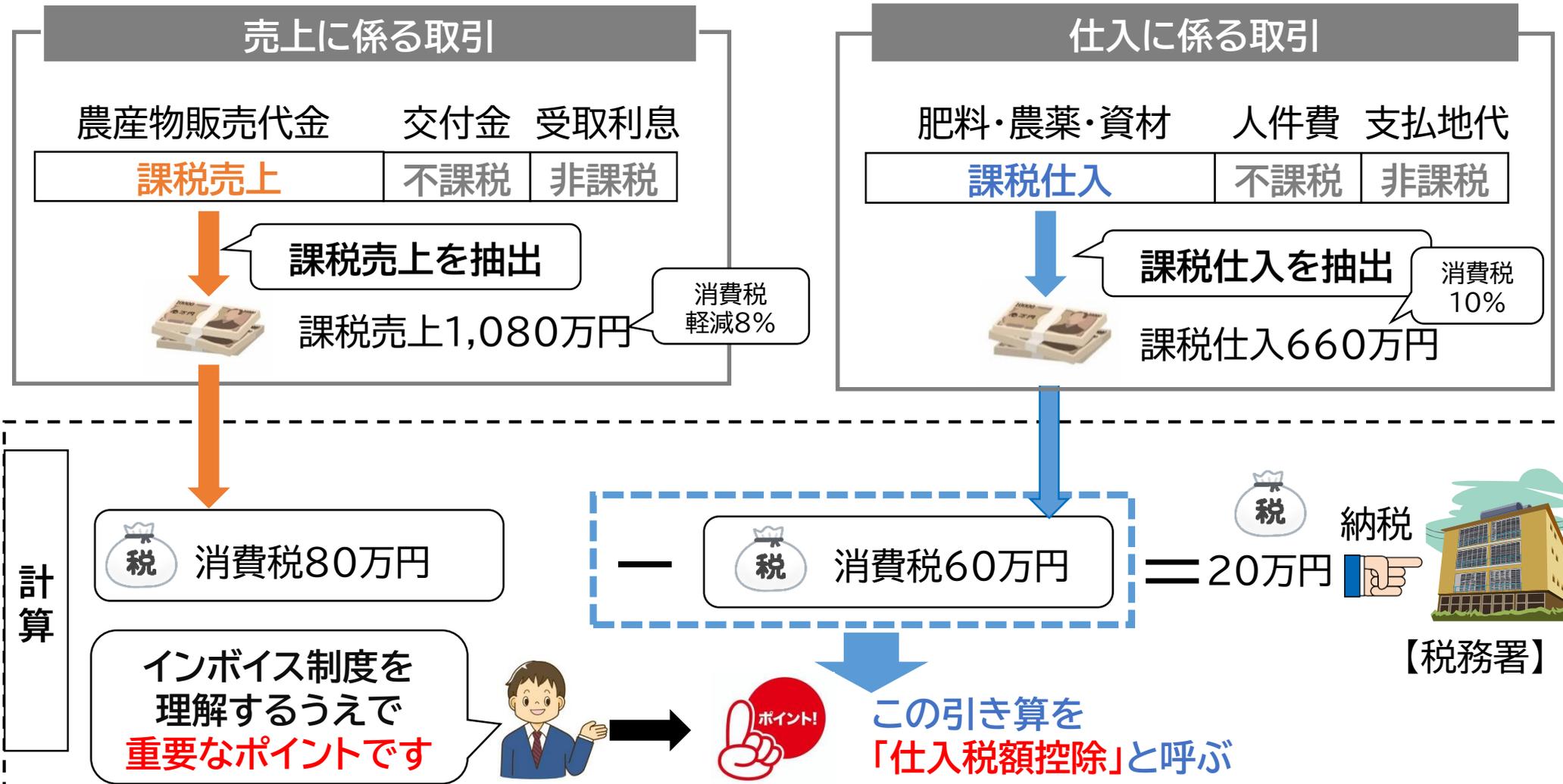
「**課税事業者**」の計算・申告方法については「**簡易課税**」と「**本則課税**」の、2つの方法があります。





1.はじめに (1)消費税の申告・計算方法

「**本則課税**」の計算方法は、「課税売上に係る消費税額」から、「課税仕入れに係る消費税額」を差し引いて計算します。この引き算を「**仕入税額控除**」と呼びます。





1.はじめに (1)消費税の申告・計算方法

「**簡易課税**」の計算方法は、「課税売上に係る消費税額」を把握し、そこに業種別の「**みなし仕入れ率**」を乗じた額を「課税売上に係る消費税額」から**引き算**します。

売上に係る取引

農産物販売代金	交付金	受取利息
課税売上	不課税	非課税

課税売上を抽出



課税売上1,080万円

みなし仕入れ率

課税仕入に係る消費税額は把握しなくてOK!
(ただし、消費税の納付はあっても還付はない)

【**みなし仕入れ率**】 ※業種によって異なる
(農業水産業 (食用) 第二種事業で**80%**)
(農林水産業 (非食用) 第三種事業で**70%**)

計算

消費税80万円

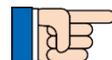
課税売上に係る
消費税 80万円

× **80%**

= 64万円

= 16万円

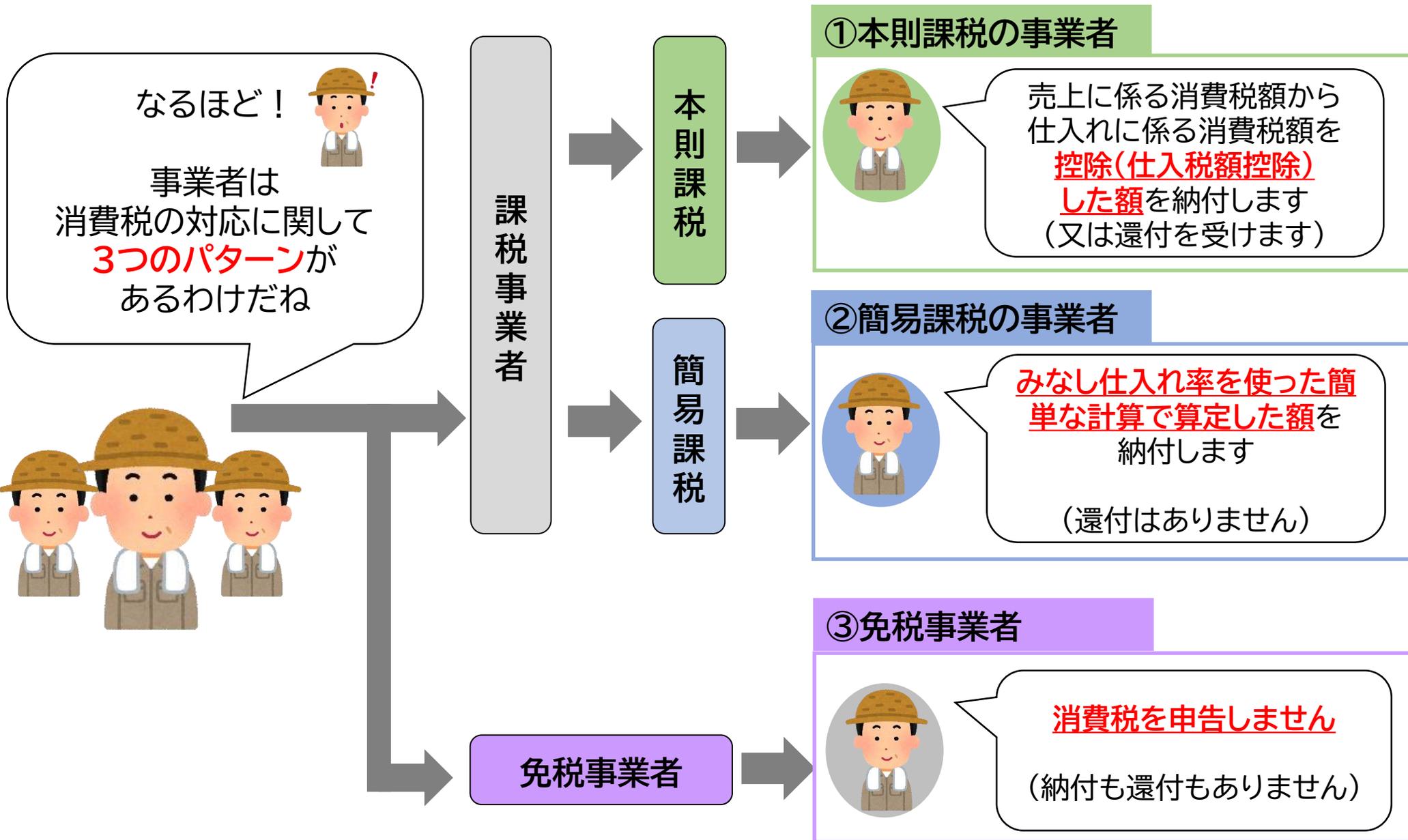
納税



【**税務署**】



1.はじめに (1)消費税の申告・計算方法





1. はじめに (2)区分記載請求書保存方式の概要(現行制度)

現在、消費税の本則課税の計算の際に「仕入税額控除」をするためには、帳簿と請求書等の保存が必要です。その請求書等が請求書や領収書なら何でも良いというわけではなく、「区分記載請求書等」であることが要件になっています。これを「区分記載請求書等保存方式」と呼びます。

区分記載請求書等保存方式



請求書や領収書なら何でも良いわけではなく「区分記載請求書等」を保存する必要



「区分記載請求書等」を保存していないと仕入税額控除を出来ません!



売上に係る取引



課税売上1,080万円

仕入に係る取引



課税仕入660万円

消費税
軽減8%



消費税80万円

消費税
10%



消費税60万円

納税額



20万円

【税務署】

仕入税額控除

計算



1. はじめに (2)区分記載請求書保存方式の概要(現行制度)



ところで…
「区分記載請求書」って何？

令和元年10月1日の
消費税軽減税率制度導入後
請求書や領収書(レシート)に、
①「税率毎に合計した取引額」
②「軽減税率対象品目である旨」
の表示があるものを見かけますよね？

これが「区分記載請求書」です。



◆◆ 様 請求書 ○年○月○日 ●●農園

化粧品	1個	550円
果物(※)	袋	3,240円
合計		3,790円

(10%対象 550円)
(8%対象 3,240円)

※印は軽減税率対象品目

①税率毎に合計した取引金額

②軽減税率対象品目である旨



確かに！
令和元年頃から、請求書や領収書(レシート)の記載が変わったものを見かける！
この正式名称が「区分記載請求書等」
なんだね！

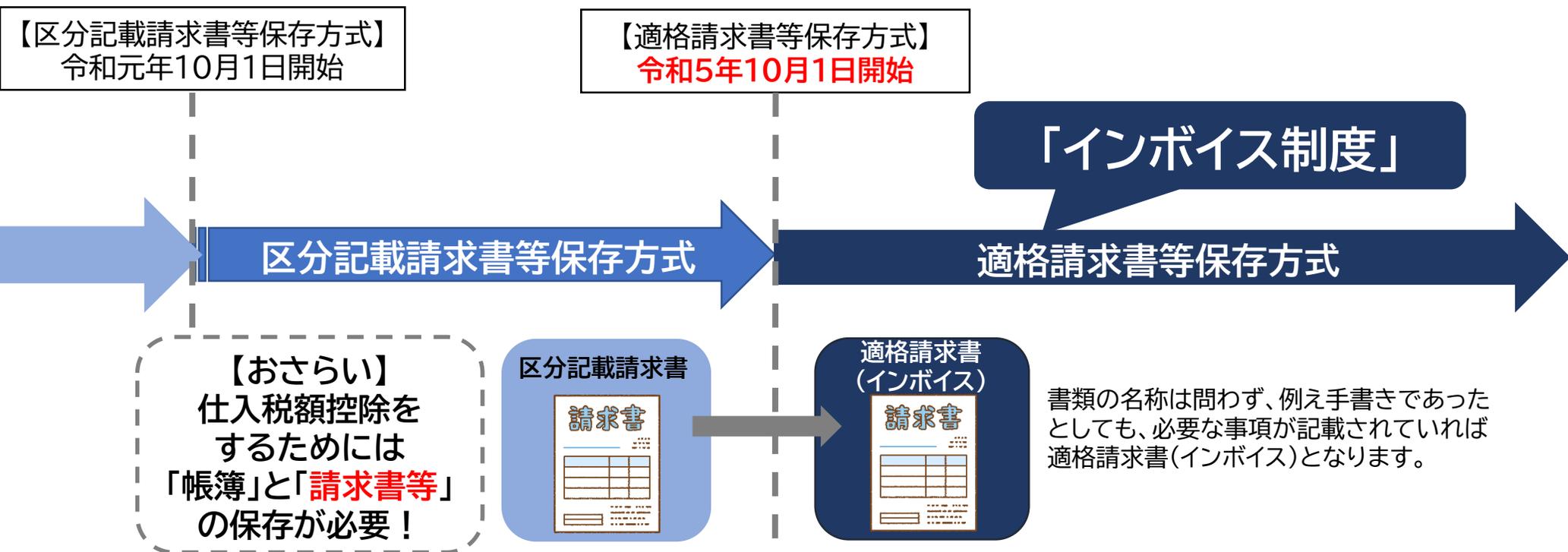




1. はじめに (2)インボイス制度の概要

令和5年10月1日からは、消費税の本則課税の計算の際に「仕入税額控除」をするためには、「区分記載請求書等」に代わって、「**適格請求書(インボイス)の保存**」が要件となります。

これを「**適格請求書等保存方式(インボイス制度)**」といいます。



つまり、本則課税の事業者は、令和5年10月1日以降は、**保存すべき請求書等がインボイスに変わる**ということだね！



1. はじめに (2)インボイス制度の概要

「適格請求書(インボイス)」には、従来の「区分記載請求書」の記載事項に加えて「**税率毎の消費税額**」「**適格請求書発行事業者の登録番号**」の記載が追加されます。

区分記載請求書



適格請求書
(インボイス)



【補足説明】
令和元年10月1日の
消費税軽減税率制度
導入後、新たに
加わった項目

請求書

◆◆様 ○年○月○日
●●農園

化粧箱	1個	550円
果物(※)	1袋	3,240円
合計		3,790円

(10%対象 550円)
(8%対象 3,240円)

※印は軽減税率対象品目

税率毎に合計した
取引金額

軽減税率対象品目
である旨

請求書

◆◆様 ○年○月○日
●●農園

登録番号△△△△

化粧箱	1個	550円
果物(※)	1袋	3,240円
合計		3,790円

(10%対象 550円 内消費税50円)
(8%対象 3,240円 内消費税240円)

※印は軽減税率対象品目

①追加!
適格請求書発行
事業者の登録番号

②追加!
税率毎の消費税額



つまり、請求書等の記載内容が**2つ増える**
ということだね!



1. はじめに (2)インボイス制度の概要



本則課税の事業者

なーんだ、
保存する請求書や領収書
の記載が変わるだけか…



簡易課税の事業者



免税事業者

なーんだ、
仕入税額控除しないから
俺たち関係ないや…



残念ながら、それだけの単純な話ではありません…



①「適格請求書(インボイス)」を発行できるのは、
税務署長の登録を受けた課税事業者(「適格請求書発行事業者」)だけです。



②適格請求書発行事業者は、課税事業者である取引先から
「適格請求書(インボイス)」の発行を求められたら発行することが義務化されます。



えっ！

届出が必要？義務化？

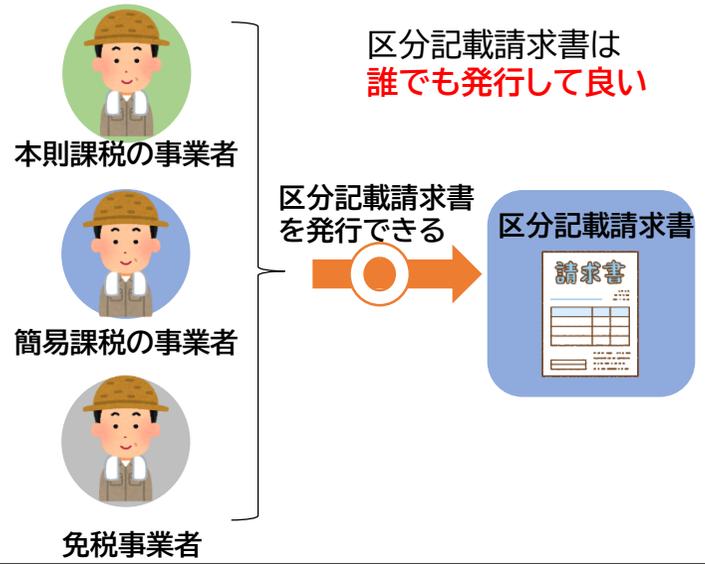




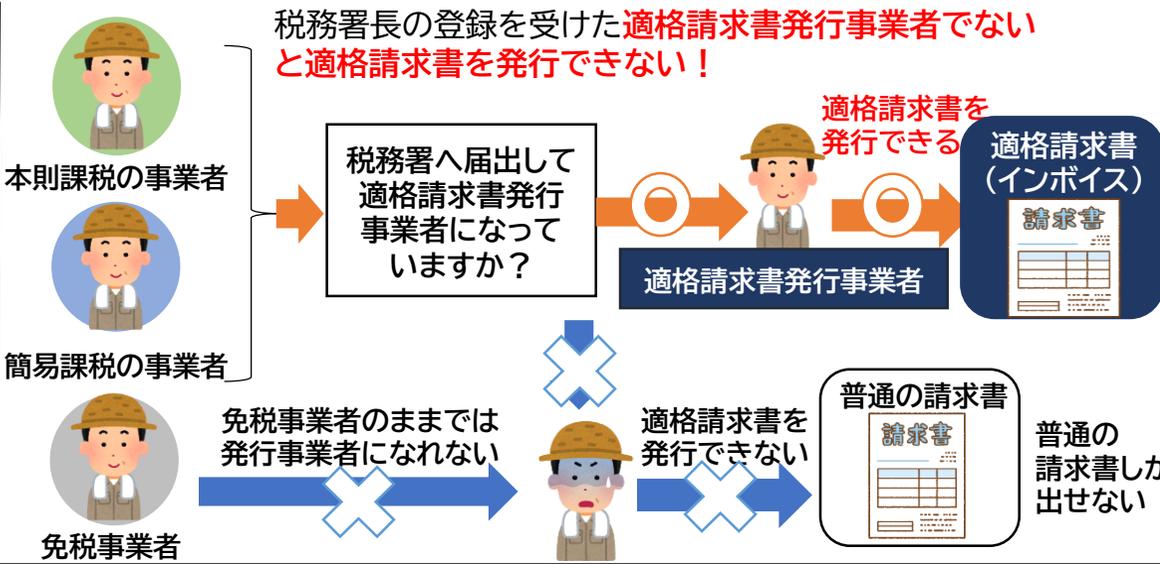
1. はじめに (2)インボイス制度の概要

区分記載請求書等保存方式

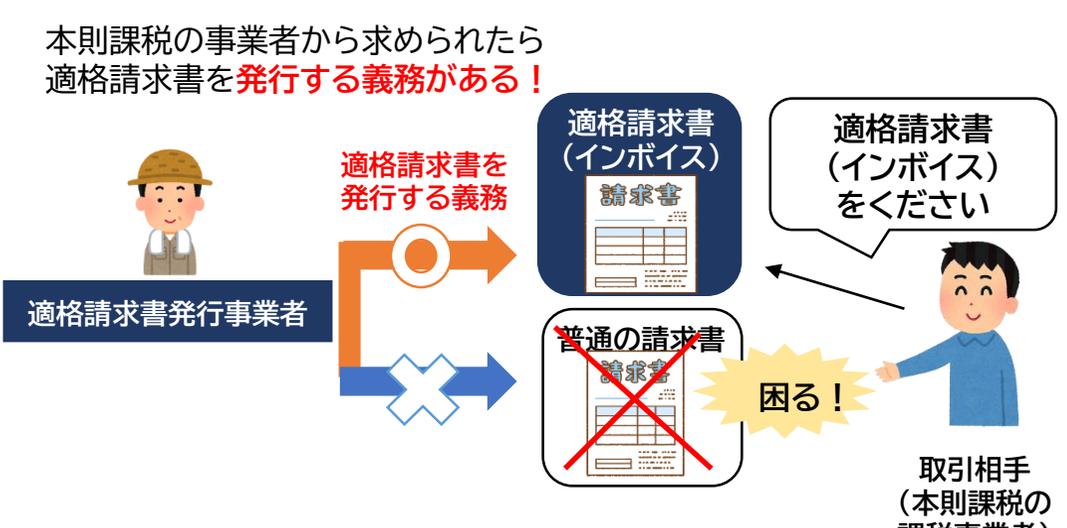
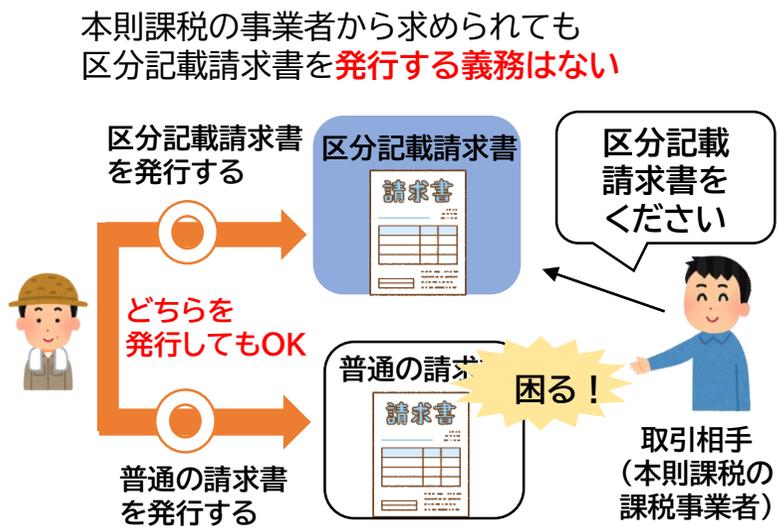
発行できる人



適格請求書等保存方式(インボイス制度)

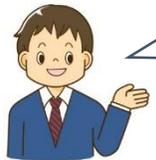


発行する義務





1. はじめに (2)インボイス制度の概要



「区分記載請求書等保存方式」と、「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」の違いを一覧にすると、以下のとおりです。

	区分記載請求書等保存方式 令和元年10月1日～令和5年9月30日	適格請求書等保存方式 (インボイス制度) 令和5年10月1日～
仕入税額控除の要件	帳簿と区分記載請求書の保存が必要	帳簿と 適格請求書(インボイス)の保存が必要
請求書等への記載項目	①発行者の名称 ②取引年月日 ③取引内容 ④取引金額 ⑤交付を受ける者の名称 ⑥軽減税率の対象品目である旨 ⑦税率毎に合計した取引金額	①発行者の名称 ②取引年月日 ③取引内容 ④取引金額 ⑤交付を受ける者の名称 ⑥軽減税率の対象品目である旨 ⑦税率毎に合計した取引金額 ⑧税率毎の消費税額 ⑨適格請求書発行事業者の登録番号
発行者できる人	どの事業者も「区分記載請求書」を発行できる	課税事業者のうち適格請求書発行事業者として登録した事業者のみ「適格請求書(インボイス)」を発行できる
発行する義務	課税事業者から求められた場合でも「区分記載請求書」を発行する義務はない	課税事業者から求められた場合は「適格請求書(インボイス)」を発行する義務がある



1.はじめに (2)インボイス制度の概要



なお、インボイス制度にはいくつかの「**特例**」があります

<交付義務の免除(交付が困難な取引)>

- ①公共交通機関である船舶、バス、又は鉄道による旅客の運賃(3万円未満に限る)
- ②自動販売機・自動サービス機により行われる課税資産の譲渡等(3万円未満に限る)
- ③郵便切手を対価とする郵便サービス(郵便ポストに差し出されたものに限る)

④出荷者が卸売市場において行う生鮮食品等の譲渡【卸売市場特例】

(出荷者から委託を受けた受託者が卸売の業務として行うものに限る)

⑤生産者が農協、漁協又は森林組合等に委託して行う農林水産物の譲渡【農協特例】

(無条件委託方式、かつ、共同計算方式により生産者を特定せずに行うものに限る)

<交付方法の特例(委託販売等における特例)>

⑥業務を委託する事業者が、**媒介者を介して行う取引の場合、委託者・媒介者双方が適格請求書発行事業者**である場合には、**委託者に代わって媒介者が自己の氏名・登録番号を記載した適格請求書を発行することができる。**【**媒介者交付特例**】



この中で、**農業者の皆さんに特に関係する④⑤⑥については後段で説明します。**



1.はじめに (2)インボイス制度の概要

【参考】 素朴な疑問 「どうしてインボイス制度は免税事業者が不利になるの？」

- ▶ 買手は、**仕入税額控除**の適用のために、原則として売手から交付を受けた**インボイス**（適格請求書）を**保存する必要**があります
- ▶ 売手は、インボイスを交付するためには、事前に**インボイス発行事業者**（適格請求書発行事業者）の**登録を受ける必要**があり、登録を受けると、**課税事業者**として**消費税の申告が必要**となります

インボイス制度導入後



【おさらい】適格請求書(インボイス)発行事業者登録制度の概要



- インボイスを交付できるのは、「**適格請求書発行事業者**」のみ。
- 「適格請求書発行事業者」となるには、**所轄税務署長に「登録申請書」を提出し、登録を受ける必要がある。**
- 登録を受けた事業者は、税務署からその旨書面で通知される。また、国税庁ホームページにて公表される。
- 登録を受けることができるのは「**課税事業者**」のみ。
- 適格請求書発行事業者登録は**令和5年3月31日まで**に申請書を提出する必要がある。(提出に困難な事由がある場合9月30日まで認められる。※記載する必要はない。)

i 「適格請求書発行事業者」でなければインボイスが発行できない。
よって「免税事業者」のままでは、インボイスが発行できない。

※「基準期間および特定期間における課税売上高が1,000万円以下」または、「設立から2年未滿かつ資本金または出資の額が1,000万円未滿」の事業者を指す。
免税事業者は消費税の納税が免除される。



2. 事業者ごとに必要なインボイスへの対応

①本則課税の事業者



- ・資材等購入時 : インボイスを販売者に請求し、保存する
- ・農産物等販売時 : インボイスを発行できるようにする※
- ・税務申告時 : インボイス発行事業者以外の者との取引(経過措置)に留意する

②簡易課税の事業者 (下記の通りインボイス制度の影響を最も受けにくい)



- ・資材等購入時 : 今まで通り
- ・農産物等販売時 : インボイスを発行できるようにする※
- ・税務申告時 : 今まで通り

③免税事業者



- ・既存、将来の取引において不利益が発生するか勘案し、課税事業者へ変更すべきかどうか判断する
- ・変更の場合、課税事業者への変更するタイミングに留意する

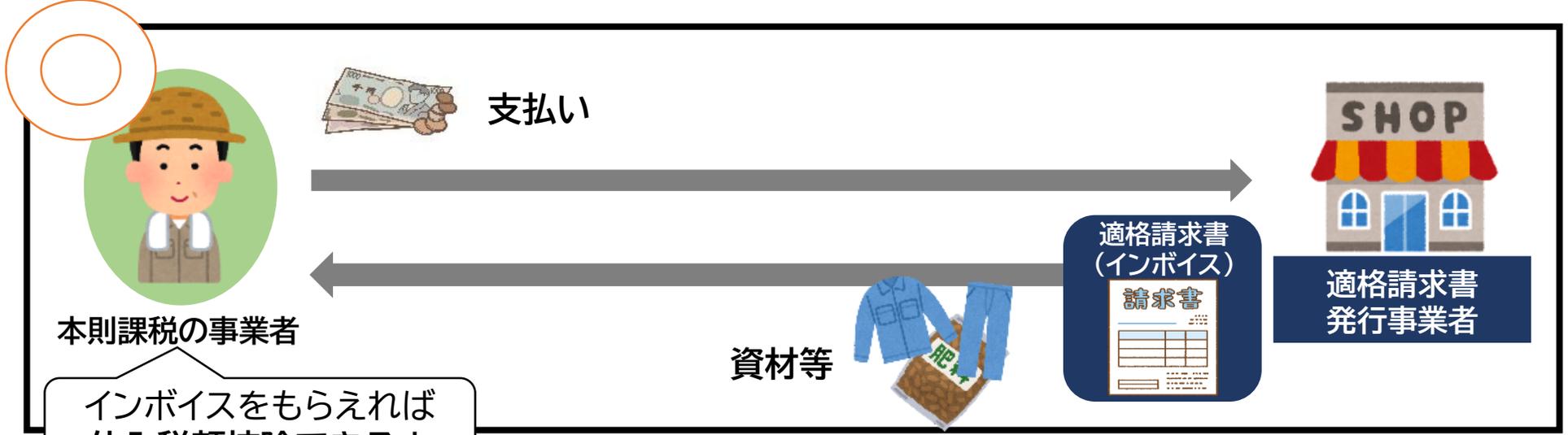
④その他 利用組合等、任意組合に課税事業者と免税事業者が存在する場合、留意が必要

(※)本則課税、簡易課税の事業者であっても、自動的に「適格請求書発行事業者」になるわけではありません。税務署長の登録を受けない「適格請求書発行事業者」になれませんので注意してください。



2. 事業者ごとに必要なインボイスへの対応(1)本則課税の事業者が必要な対応

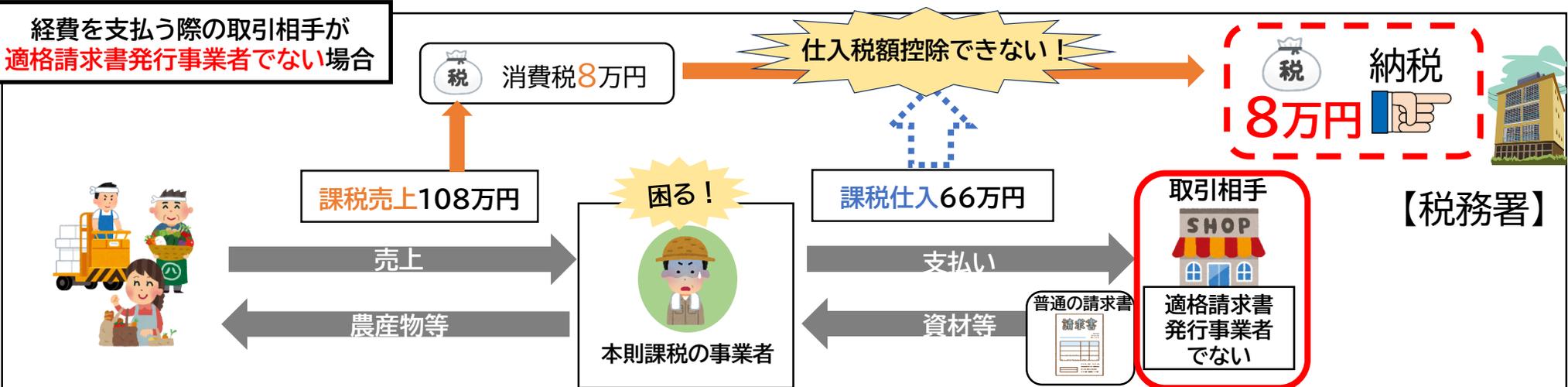
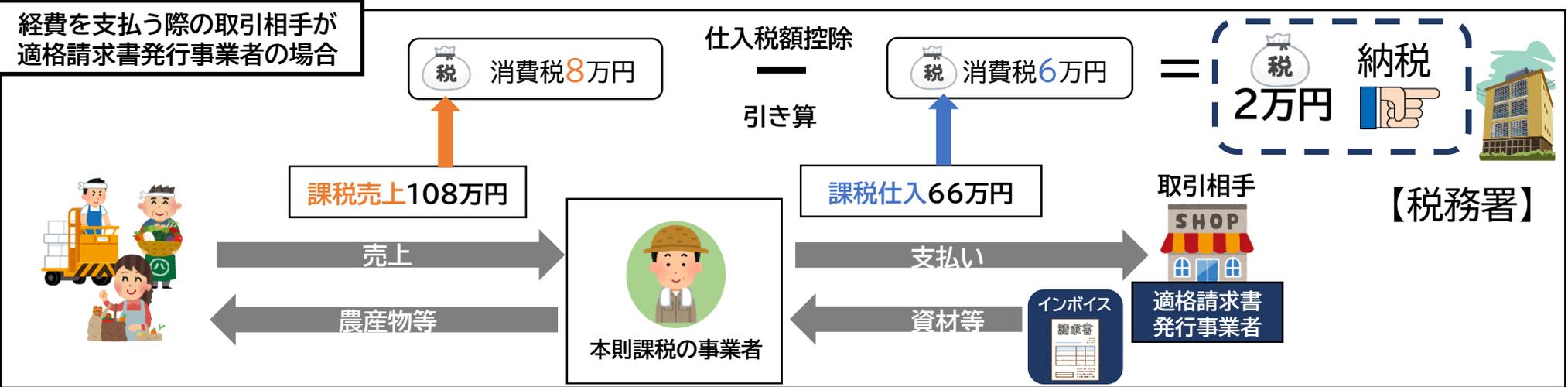
① 資材の購入等、農業者が「**買い手**」の立場の場合





2. 事業者ごとに必要なインボイスへの対応(1)本則課税の事業者が必要な対応

農業者が「**本則課税の事業者**」の場合、取引相手が適格請求書発行事業者か否かで、消費税の計算に以下のような影響がでますので、**取引相手の選定に留意**してください。





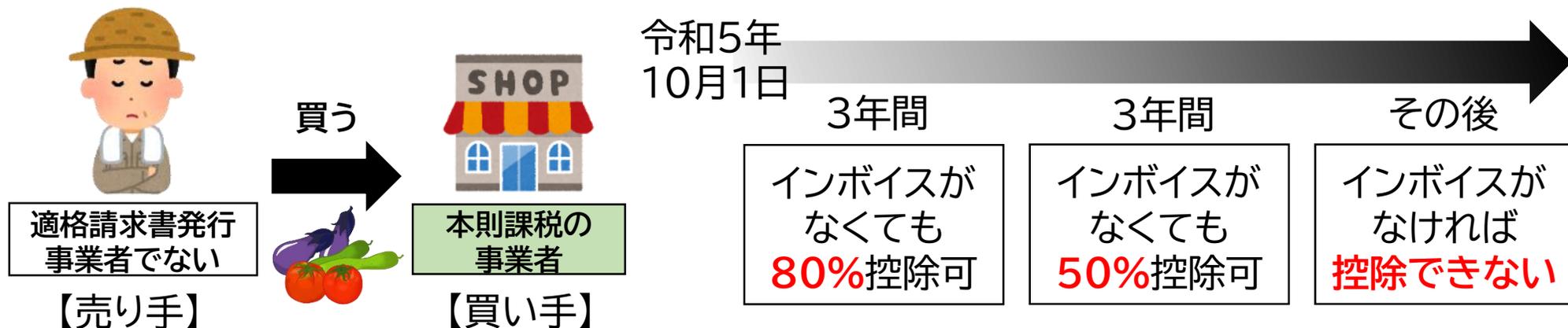
2. 事業者ごとに必要なインボイスへの対応(1)本則課税の事業者が必要な対応

【経過措置】資材等購入先がインボイスを発行できない場合(消費税申告時)

令和5年10月1日のインボイス制度導入から「買い手」側には一定期間は税額計算の経過措置が設けられています。

適格請求書発行事業者でない事業者からの課税仕入について

インボイス制度導入後3年間は「仕入税額相当額の80%を控除できる」
その後3年間は「仕入税額相当額の50%を控除できる」
という経過措置が設けられています。

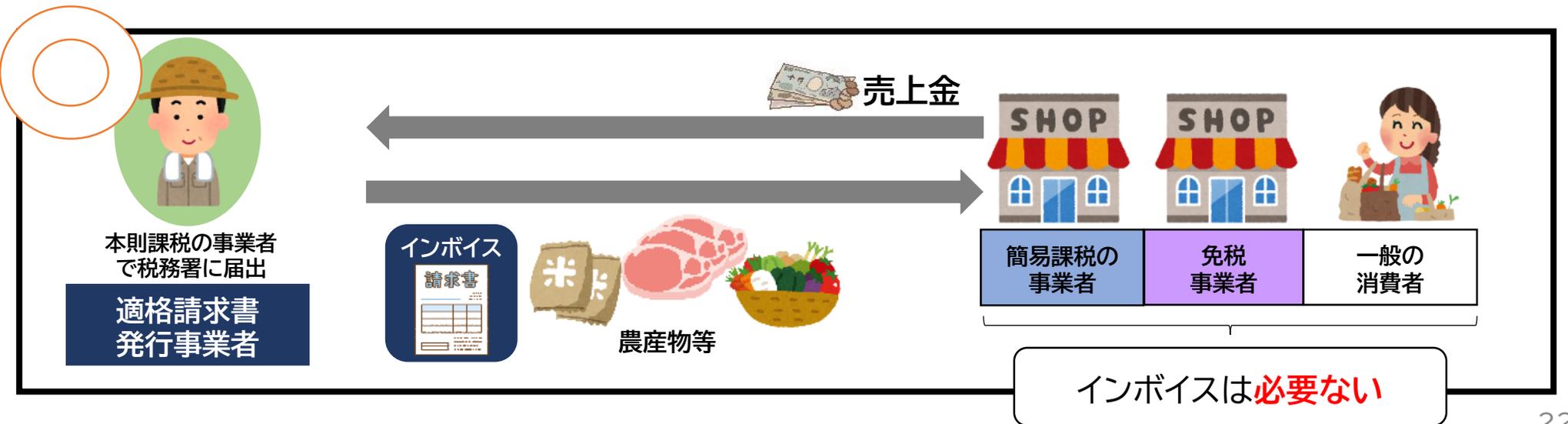


適格請求書発行事業者でない者と取引する本則課税事業者は、段階的に仕入税額控除できなくなっていくということです。



2. 事業者ごとに必要なインボイスへの対応(1)本則課税の事業者が必要な対応

② 農産物の販売等、農業者が「売り手」の立場の場合





2. 事業者ごとに必要なインボイスへの対応(1)本則課税の事業者が必要な対応

【参考】 媒介者交付特例方式について

委託者(農業者)が、媒介者(直売所等)を介して行う取引の場合、**委託者・媒介者双方が適格請求書発行事業者である場合には、委託者に代わって媒介者が**、媒介者の登録番号及び氏名又は名称を記載した**適格請求書(インボイス)を発行**することができます。これが「**媒介者交付特例**」です。

あくまでも**委託者(農業者)、媒介者(直売所等)双方が適格請求書発行事業者**でなければだめです。免税事業者等の適格請求書発行事業者でない者の商品については媒介者(直売所等)が適格請求書を発行することはできません。



委託者(農業者)が適格請求書発行事業者であることを媒介者(直売所等)へ通知



農業者

適格請求書
発行事業者



販売委託



直売所等

適格請求書
発行事業者

媒介者(直売所等)が委託者(農業者)に代わって適格請求書を発行

販売



買い手

適格請求書(写)

媒介者(直売所等)が委託者(農業者)に対して適格請求書の(写)を交付

JA直売所が発行した適格請求書で「仕入税額控除」できる

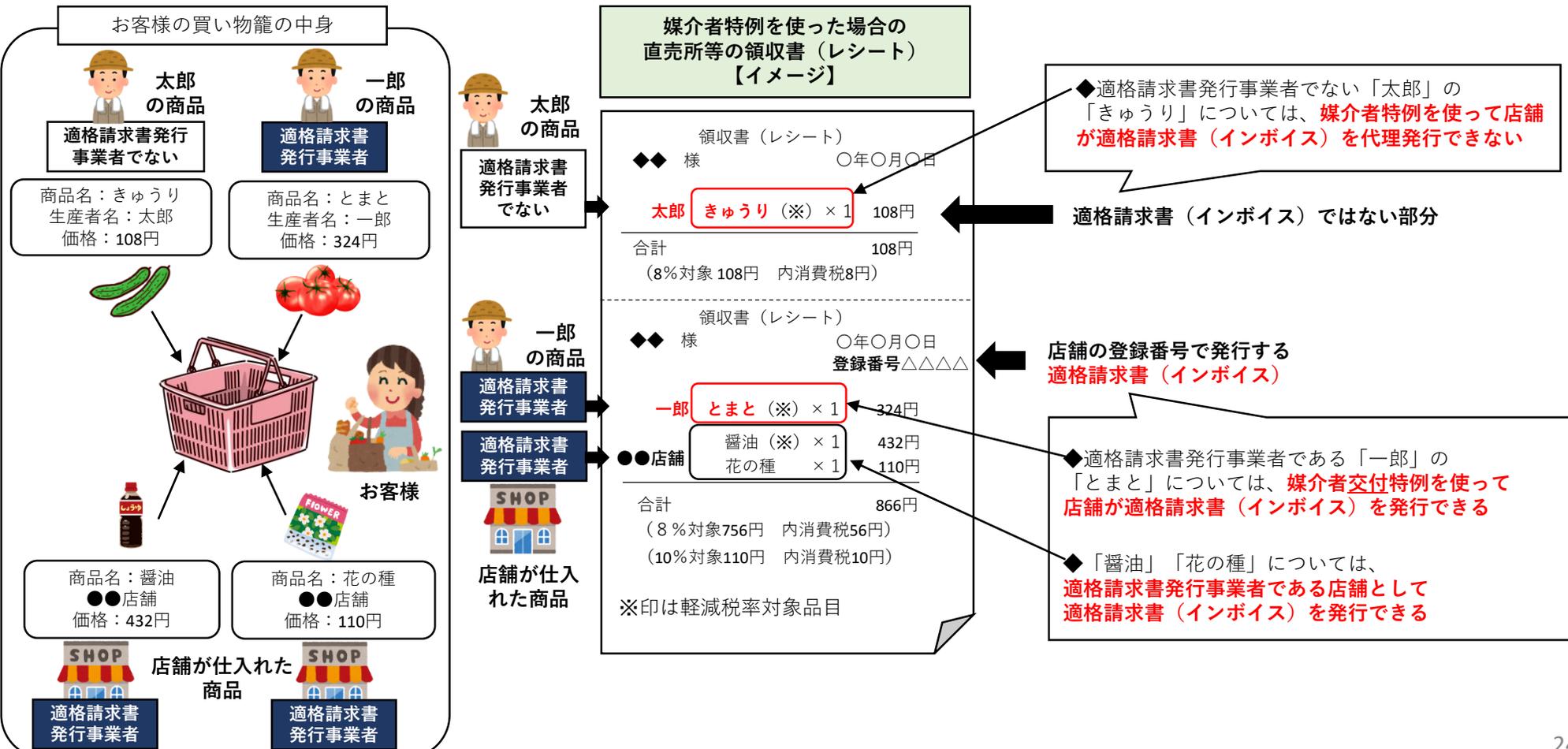
「農協特例」「卸売市場特例」との**大きな違い**です！



2. 事業者ごとに必要なインボイスへの対応(1)本則課税の事業者が必要な対応

【参考】媒介者交付特例方式における媒介者（直売所等お店側）の対応

お客様の買い物籠の中には様々な商品が入っていますので、**この媒介者特例方式を採用する店舗の場合、請求書や領収書(レシート)の記載は複雑なもの**になることが想定されます。



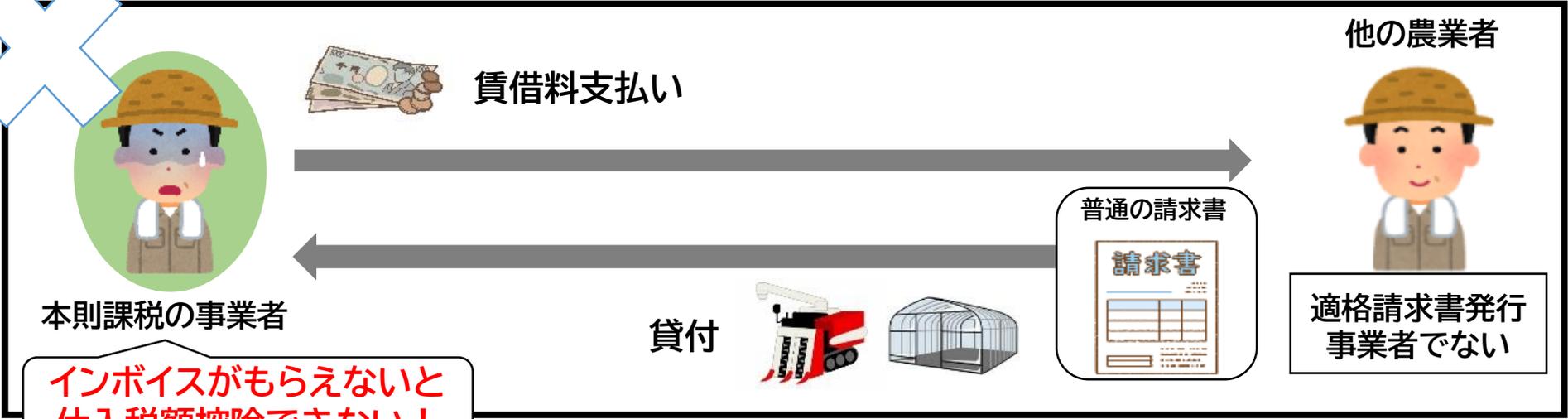


2. 事業者ごとに必要なインボイスへの対応(1)本則課税の事業者が必要な対応

③ 農業機械・施設等の借り入れ、農作業の委託



インボイスをもらえれば仕入税額控除できる！



インボイスがもらえないと仕入税額控除できない！

※農作業の委託の場合も同様です

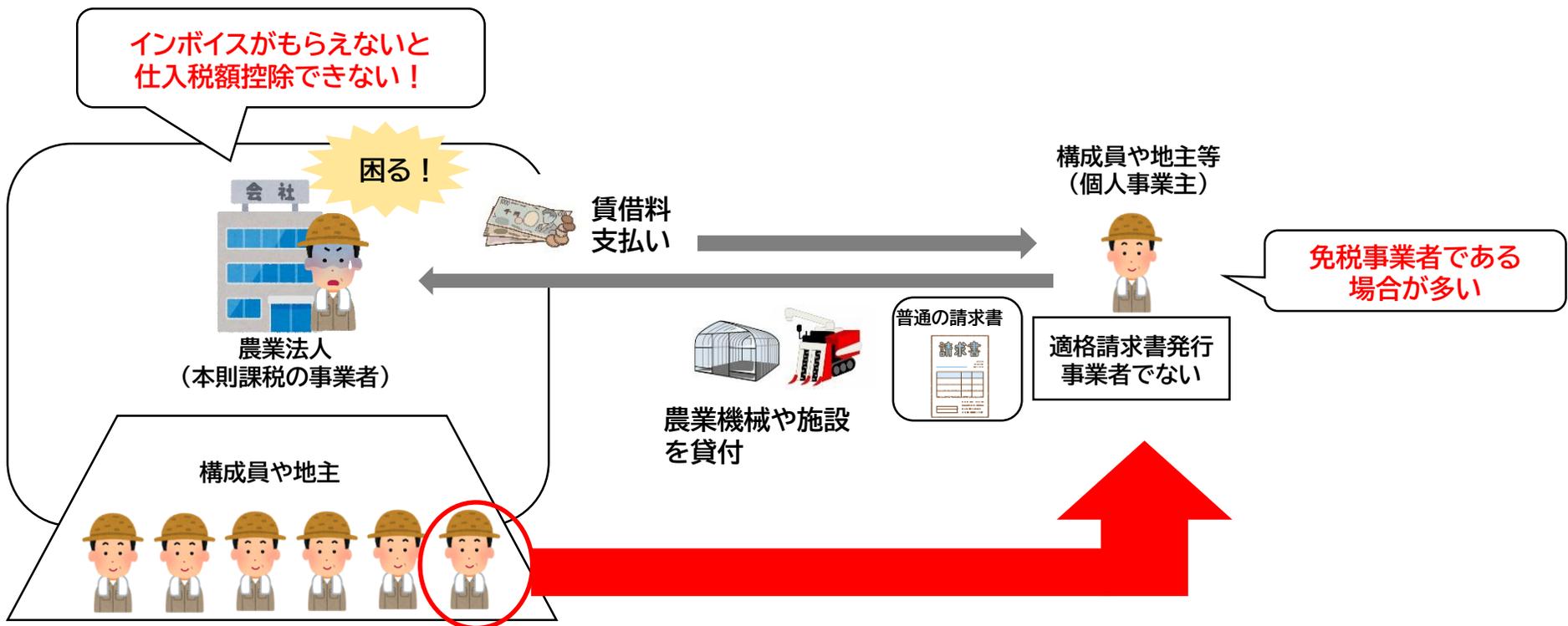


2. 事業者ごとに必要なインボイスへの対応(1)本則課税の事業者が必要な対応

【参考】農業法人向け 農業機械・施設等の借りに係る留意点

特に、**設立初期の農業法人**では、設立当初から自社所有の農業機械や施設をフル装備することは困難であるため、当面の間は**構成員や地主等が所有する農業機械や施設を借りる場合**が多いです。

農業機械や施設を借りる法人側は、適格請求書(インボイス)を必要とする本則課税の事業者、一方、農業機械や施設を貸す構成員や地主側は適格請求書発行事業者になれない免税事業者である場合が多いです。そのため、**法人側は仕入税額控除が出来ず、経費負担が増すことが想定**されます。

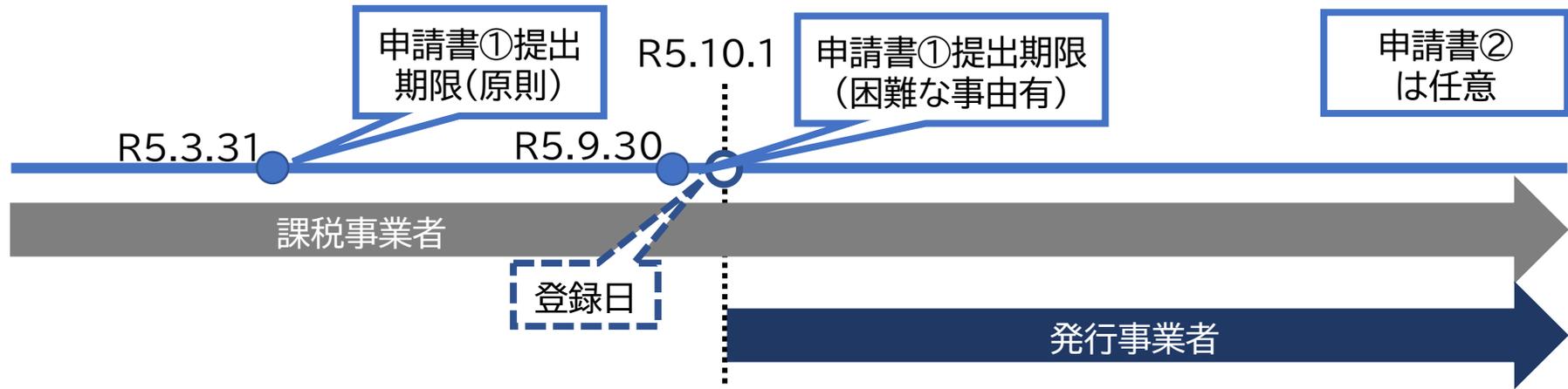


(注)ただし、設立初年度～2年度目までは免税事業者である農業法人が多いです。



2. 事業者ごとに必要なインボイスへの対応(1)本則課税の事業者が必要な対応

④ 『インボイス制度開始時』から発行事業者となる場合のスケジュール



• 提出が必要な書類

- 申請書①: 適格請求書発行事業者の登録申請書(国内事業者用)
(令和3年10月1日~令和5年9月30日提出用)
- 申請書②: 適格請求書発行事業者の公表事項の公表(変更)届出書(任意)

• 提出期限

- 申請書①: 原則、令和5年3月31日だが、提出に困難な事由がある場合、令和5年9月30日までの提出が認められる。**(困難な事情は記載しなくとも良い)**
- 申請書②: 申請書①と同時または国税庁ホームページでの公表事項を新たに追加するまたは変更しようとするとき。



2. 事業者ごとに必要なインボイスへの対応(1)本則課税の事業者が必要な対応

適格請求書(インボイス)発行事業者の登録申請書(※イメージ)

i 具体的な記載内容は 次スライド以降で説明。
※課税事業者(個人事業主)の記載例

第1-1(1)号様式
国内事業者用

適格請求書発行事業者の登録申請書

【1/2】

令和 年 月 日	住所又は事務所 (法人の場合) 本店又は 主たる事務所の 所在地	〒	(フリガナ) 氏名又は名称 (法人の場合) 代表者氏名	(フリガナ) 住所又は事務所 (法人の場合) 本店又は 主たる事務所の 所在地	〒	(フリガナ) 住所又は事務所 (法人の場合) 本店又は 主たる事務所の 所在地	〒	(フリガナ) 住所又は事務所 (法人の場合) 本店又は 主たる事務所の 所在地	〒
申請者	納税地		氏名又は名称						
税務署長印	法人番号								

この申請書は、令和三年十月一日から令和五年九月三十日までの間に提出する場合に適用します。

この申請書に記載した次の事項(※印欄)は、適格請求書発行事業者登録簿に登録されるとともに、国税庁ホームページで公表されます。
① 申請者の氏名又は名称
② 法人(人物のない組織を除く。)については、本店又は主たる事務所の所在地
なお、上記①及び②のほか、登録番号及び登録年月日が公表されます。
また、東洋漢字等を使用して公表しますので、申請書に記載した文字と公表される文字とが異なる場合があります。
下記のとおり、適格請求書発行事業者としての登録を受けたいので、所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)第5条の規定による改正後の消費税法第57条の2第2項の規定により申請します。
※ 当該申請書は、所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第44条第1項の規定により令和5年9月30日以前に提出するものです。
令和5年3月31日(特定期間の満期)により課税事業者となる場合は令和5年6月30日までにこの申請書を提出した場合は、原則として令和5年10月1日に登録されます。
この申請書を提出する時点において、該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付してください。
※ 次欄「登録要件の確認」欄を記載してください。また、有税事業者に該当する場合には、次欄「免稅事業者の確認」欄に記載してください。(詳しくは記載要領等をご確認ください。)

令和5年3月31日(特定期間の満期)により課税事業者となる場合は令和5年6月30日までにこの申請書を提出した場合は、原則として令和5年10月1日に登録されます。

この申請書を提出する時点において、該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付してください。

事業者区分 課税事業者 免稅事業者

納税管理人の届出を完了しています。
「はい」の場合は、消費税納税管理人居出済の提出日を記載してください。
(提出日: 令和 年 月 日)

消費税に違反して罰金以上の刑に処せられたことはありません。
(「はい」の場合は、次の質問にも答えてください。)

その執行を終り、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しています。

本税務署長印欄

整理番号	取付番号	申請年月日	年 月 日	届出日付印	年 月 日
入力処理	年 月 日	番号	身元	口座	税務
登録番号					

注記 1 記載要領等に留意の上、記載してください。
2 税務署長印欄は、記載しなくても可。
3 この申請書を提出するときは、「適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)」を併せて提出してください。

第1-1(1)号様式改修
国内事業者用

適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)

【2/2】

氏名又は名称		住所又は事務所 (法人の場合) 本店又は 主たる事務所の 所在地		〒
該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付し記載してください。				
免稅	<input type="checkbox"/> 令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に登録を受け、所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第44条第4項の規定の適用を受けようとする事業者 ※ 登録開始日から納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなります。			
事業者の区分	個人番号	生年月日(個人)	法人の設立年月日(法人)	事業年度
内容	事業内容	登録希望日	令和 年 月 日	
備考	<input type="checkbox"/> 消費税課税事業者(選択)届出書を提出し、納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなる課税期間の初日から登録を受けようとする事業者 令和 年 月 日			
世帯	課税事業者です。 ※ この申請書を提出する時点において、免稅事業者であっても、「免稅事業者の確認」欄のいずれかの事業者に該当する場合は、「はい」を選択してください。			
種別	納税管理人を定める必要のない事業者です。 (「はい」の場合は、次の質問にも答えてください。)			
要件	(納税管理人を定める必要のない場合(国税通則法第17条第1項)) 【個人事業主】 国内に住所及び事務所(事務所及び事業所を除く。)を有せず、又は有しないこととなる場合 【法人】 国内に本店又は主たる事務所を有しない法人で、国内にその事務所及び事業所を有せず、又は有しないこととなる場合			
の	納税管理人の届出を完了しています。 「はい」の場合は、消費税納税管理人居出済の提出日を記載してください。 (提出日: 令和 年 月 日)			
備	消費税に違反して罰金以上の刑に処せられたことはありません。 (「はい」の場合は、次の質問にも答えてください。)			
記	その執行を終り、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しています。			
参考事項				



2. 事業者ごとに必要なインボイスへの対応(1)本則課税の事業者が必要な対応

登録申請書記載例(1/2)

提出日を記載

(受付印)		【1/2】	
令和 年 月 日	(フリガナ)	(〒 -)	住所又は居所 (法人の場合) 本店又は 主たる事務 所の所在地
		(電話番号 - -)	
	(フリガナ)	(〒 -)	納税地
		(電話番号 - -)	同上
	(フリガナ)	氏名又は名称	
	(フリガナ)	(法人の場合) 代表者氏名	
		法人番号	

住所及び電話番号を記入

所在地と同じ場合は同上と記載する。

氏名を記入

札幌中 税務署長殿

この申請書に記載した次の事項(印欄)は、適格請求書発行事業者登録簿に登録されるとともに、国税庁ホームページで令和5年3月31日(特定期間の判定により課税事業者となる場合は令和5年6月30日)までにこの申請書を提出した場合は、原則として令和5年10月1日に登録されます。

課税事業者にチェックを入れる

事業者区分	この申請書を提出する時点において、該当する事業者区分は、 <input checked="" type="checkbox"/> 課税事業者 <input type="checkbox"/> 免税事業者
令和5年3月31日(特定期間の判定により課税事業者となる場合は令和5年6月30日)までにこの申請書を提出することができなかったことにつき困難な事情がある場合は、その困難な事情	
税理士署名	(電話番号 - -)

言に使用



2. 事業者ごとに必要なインボイスへの対応(1)本則課税の事業者が必要な対応

登録申請書記載例(2/2)

				【2/2】				
		氏名又は名称	北農 四郎					
該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付し記載してください。								
免 税 事 業 者 の 確 認	□	令和5年10月1日の属する課税期間中に登録を受け、所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第111号)附則第44条第4項の規定の適用を受けようとする事業者 ※ 登録				この申請書は		
		個人	課税事業者です。				の 間	
		事業内容等	※ この申請書を提出する時点において、免税事業者であっても、「免税事業者の確認」欄のいずれかの事業者に該当する場合は、「はい」を選択してください。					<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
		生年	納税管理人を定める必要のない事業者です。 (「いいえ」の場合は、次の質問にも答えてください。)					<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
		年月	納税管理人を定めなければならない場合(国税通則法第117条第1項) 【個人事業者】 国内に住所及び居所(事務所及び事業所を除く。)を有せず、又は有しないこととなる場合 【法人】 国内に本店又は主たる事務所を有しない法人で、国内にその事務所及び事業所を有せず、又は有しないこととなる場合					合 に 使 用 し ま す
事	納税管理人の届出をしています。 「はい」の場合は、消費税納税管理人届出書の提出日を記載してください。 消費税納税管理人届出書 (提出日: 令和 年 月 日)			<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ				
確	□	消費税法に違反して罰金以上の刑に処せられたことはありません。 (「いいえ」の場合は、次の質問にも答えてください。)			<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ			
認		その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しています。			<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ			
参								

氏名を記入

はいにチェックを入れる

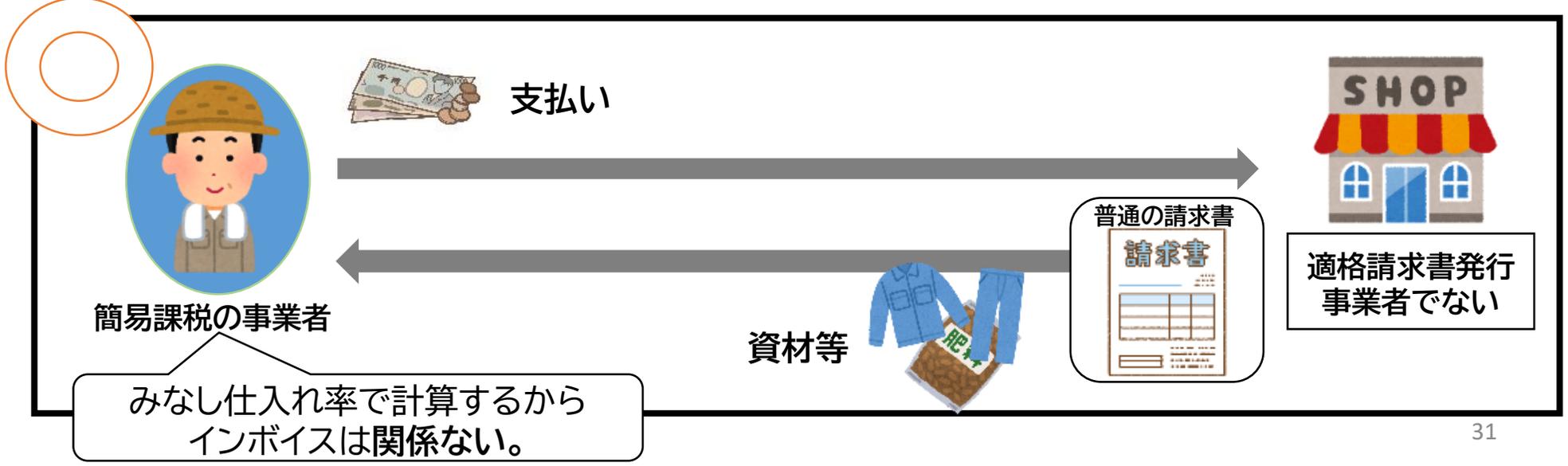
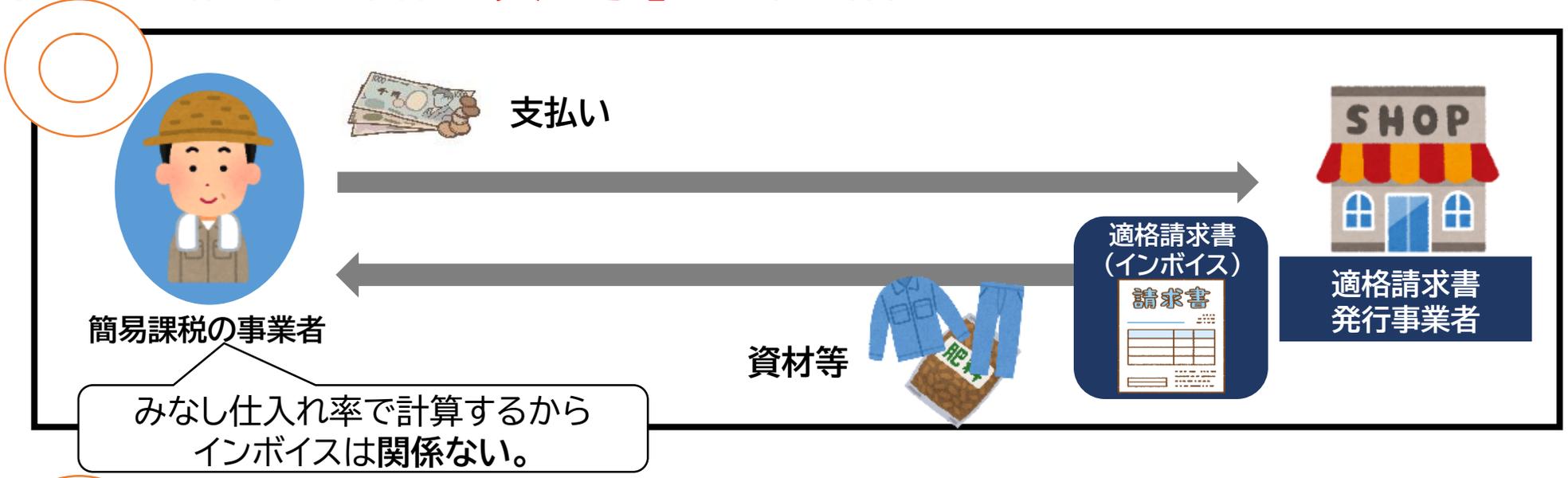
実態に基づき
チェックを入れる

実態に基づき
チェックを入れる



2. 事業者ごとに必要なインボイスへの対応(2)簡易課税の事業者が必要な対応

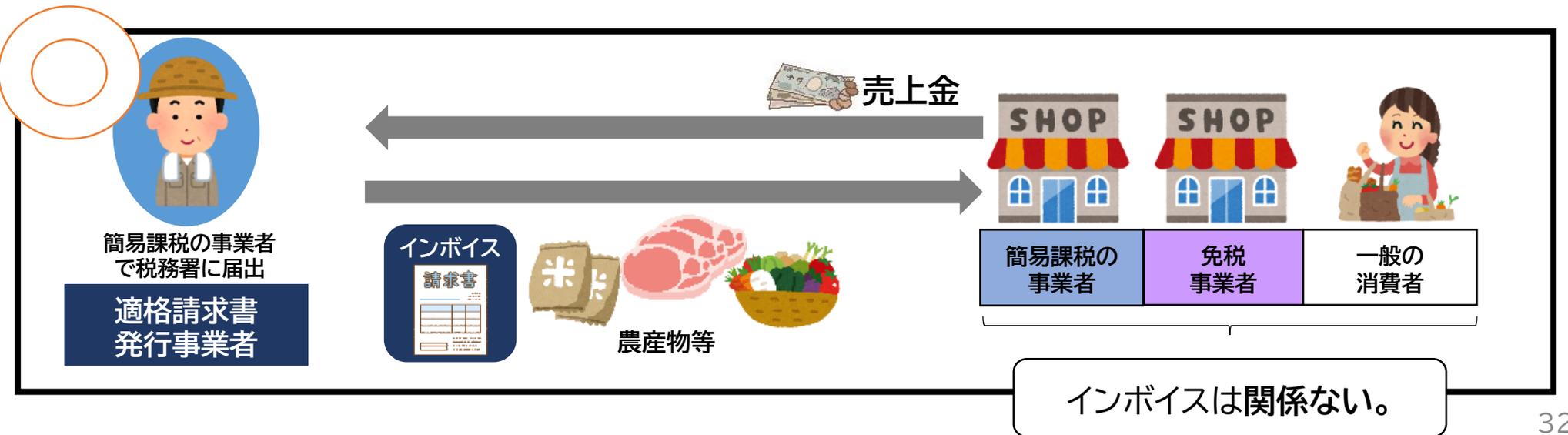
① 資材の購入等、農業者が「**買い手**」の立場の場合





2. 事業者ごとに必要なインボイスへの対応(2)簡易課税の事業者が必要な対応

② 農産物の販売等、農業者が「売り手」の立場の場合





2. 事業者ごとに必要なインボイスへの対応(2)簡易課税の事業者が必要な対応

③ 農業機械・施設等の借り入れ、農作業の委託



※農作業の委託の場合も同様です



2. 事業者ごとに必要なインボイスへの対応(3)免税事業者が必要な対応

免税事業者 【背景】



インボイス制度が導入される令和5年10月以降、農産物等の販売先からインボイスを求められても、免税事業者はインボイスを発行できないことから、取引価格の値下げや取引を中止される可能性がある。

販売先



本則課税事業者

インボイス発行
できないんですか？
仕入税額控除できない
ので取引価格を
下げていいですか？

【対応方法】

- ① 既存、将来の取引において不利益が発生するか勘案し課税事業者へ変更すべきかどうか検討する
- ② 課税事業者へ変更する場合、変更する期日に留意する



2. 事業者ごとに必要なインボイスへの対応(3)免税事業者が必要な対応

免税事業者が課税事業者へ転換するかどうかのチェックポイント

免税事業者はインボイスが交付できないことから、将来もインボイスの発行を求められない**下記の点を全て満たしている場合**、免税事業者は**課税事業者へ転換する必要がない**こととなる。

- ① 生産・出荷する農産物は、**全量**がJAの**共計**かつ**無条件委託形式**、卸売市場への**委託形式の販売**である。(農協特例、卸売市場特例が使える)
- ② 買取販売先は**免税事業者**、**簡易課税事業者**、**消費者**に限られる。(インボイスの発行を求める本則課税の事業者への販売はない)
- ③ インボイスを発行したい**任意組合(利用組合等)**に**所属していない**。(構成員に免税事業者が存在する任意組合はインボイスを発行できない)

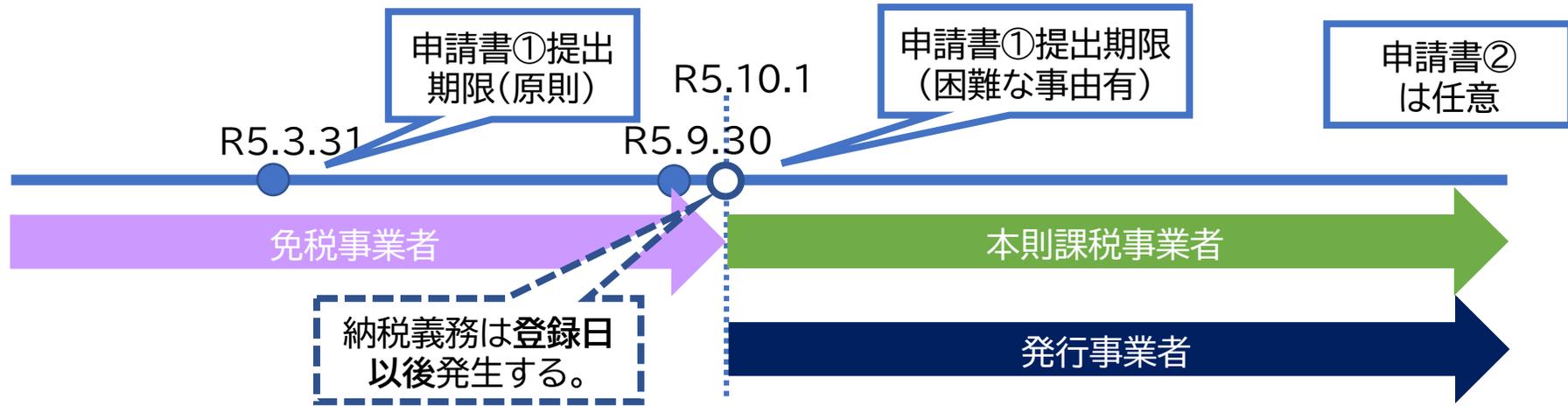
☞ 上記の3点をすべて満たす免税事業者は限られるため、多くの免税事業者は簡易課税事業者へ転換することが望ましい環境下が想定される。



2. 事業者ごとに必要なインボイスへの対応(3)免税事業者が必要な対応

免税事業者が**本則課税事業者**へ転換するスケジュール

令和4年度は『免税事業者』で『インボイス制度開始時』から『本則課税事業者』の発行事業者となる場合



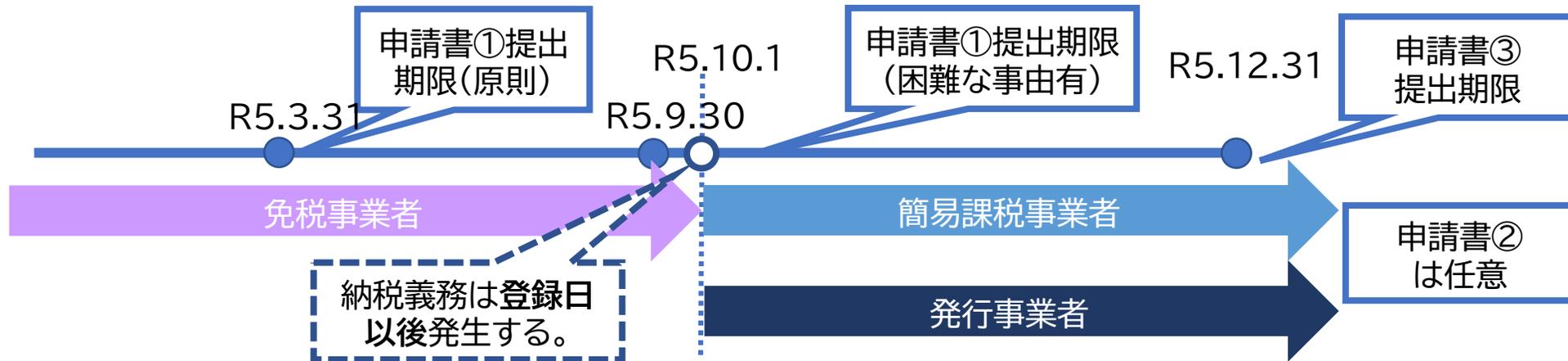
- 提出が必要な書類
 - 申請書①: 適格請求書発行事業者の登録申請書(国内事業者用)
(令和3年10月1日～令和5年9月30日提出用)
※特例により消費税課税事業者選択届出書の提出は不要。
 - 申請書②: 適格請求書発行事業者の公表事項の公表(変更)届出書(任意)
- 提出期限
 - 申請書①: 原則、令和5年3月31日だが、提出に困難な事由がある場合、令和5年9月30日までの提出が認められる。**(困難な事情は記載しなくとも良い)**
 - 申請書②: 申請書①と同時または国税庁ホームページでの公表事項を新たに追加または変更するとき



2. 事業者ごとに必要なインボイスへの対応(3)免税事業者が必要な対応

免税事業者が簡易課税事業者へ転換するスケジュール

令和4年度は『免税事業者』で『インボイス制度開始時』から『簡易課税事業者』の発行事業者となる場合



- 提出が必要な書類
 - 申請書①: 適格請求書発行事業者の登録申請書(国内事業者用)
(令和3年10月1日～令和5年9月30日提出用)
※特例により消費税課税事業者選択届出書の提出は不要。
 - 申請書②: 適格請求書発行事業者の公表事項の公表(変更)届出書(任意)
 - 申請書③: 消費税簡易課税制度選択届出書
- 提出期限
 - 申請書①: 原則、令和5年3月31日だが、提出に困難な事由がある場合、令和5年9月30日までの提出が認められる。**(困難な事情は記載しなくとも良い)**
 - 申請書②: 申請書①と同時または国税庁ホームページでの公表事項を新たに追加または変更するとき。
 - 申請書③: 原則、簡易課税となる課税期間開始の前日迄(令和4年12月31日迄)だが、特例により、令和5年12月31日迄。



2. 事業者ごとに必要なインボイスへの対応(3)免税事業者が必要な対応

【参考】農協特例について

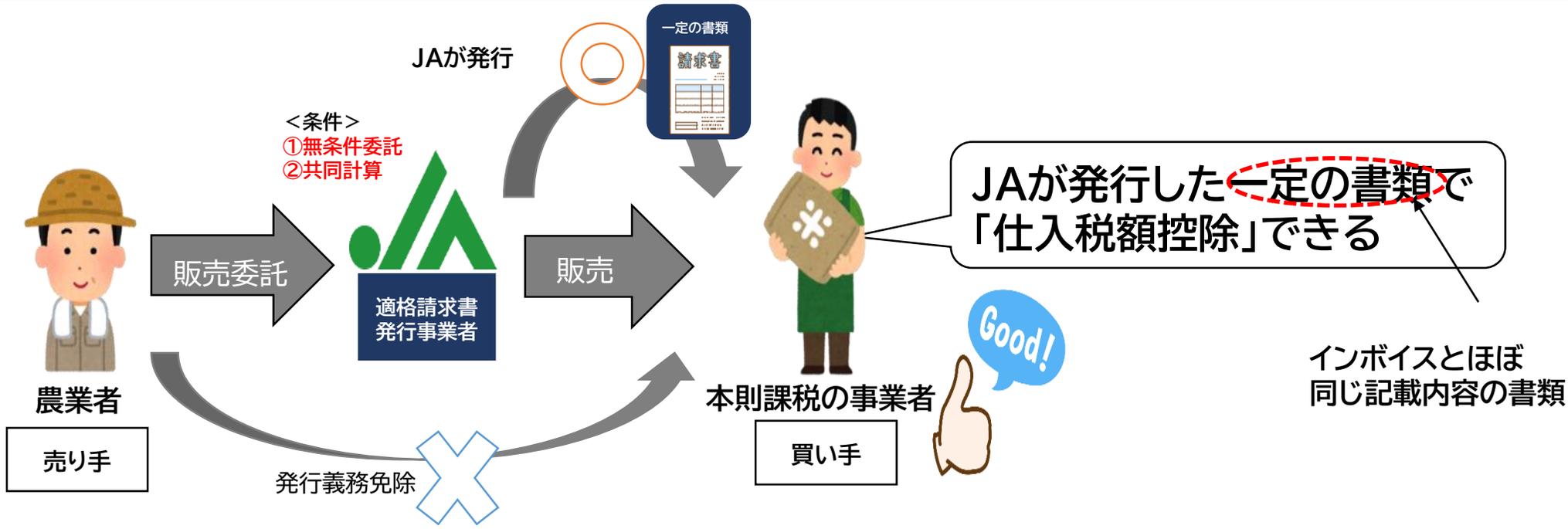
JAへ販売委託した農作物は「無条件委託方式」かつ「共同計算方式」により販売されることが一般的です。

①無条件委託方式… 売値、販売時期、販売先などの条件を付けずに委託する

②共同計算方式…… 一定期間における販売額を平均価格により精算する

この2つの要件を満たす委託販売の場合、**売り手と、買い手が1対1で紐づかない取引**になるので、売り手が買い手に適格請求書(インボイス)を発行することが困難です。

そのため、**売り手(農業者)の適格請求書発行義務を免除し、JAが発行する一定の書類により買い手が「仕入税額控除」**することを認めることとなっています。**これが「農協特例」**です。

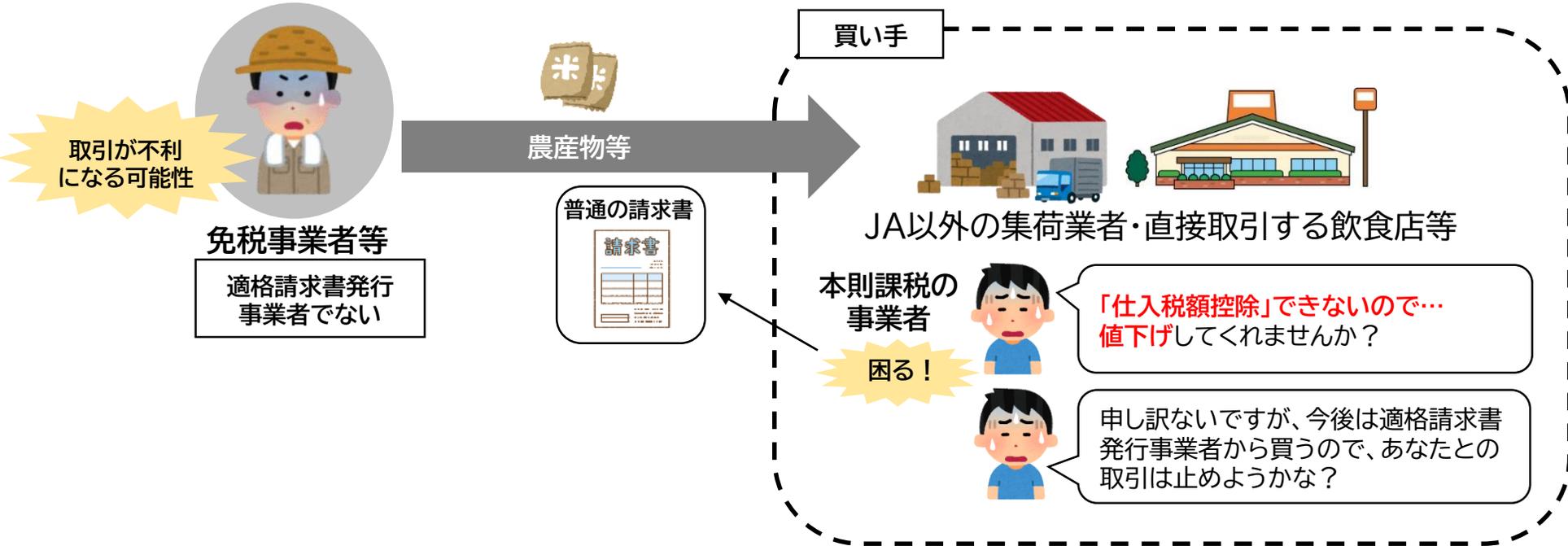




2. 事業者ごとに必要なインボイスへの対応(3)免税事業者が必要な対応

【参考】JA以外の集荷業者における通常取引実態

JA以外の集荷業者や、農産物を直接取引する飲食店等の事業者は「買取」が一般的です。当然のことながら「農協特例」は適用できません。「買い手」が適格請求書(インボイス)を必要とする「本則課税」の事業者の場合、免税事業者等の適格請求書発行事業者でない農業者が取引する際には、不利になる可能性も考えられますので留意してください。



(注)上記の「取引が不利になる可能性」は、あくまでも一般論としての「可能性」です。買い手側がどのような対応を考えるかは個々の取引条件によりケースバイケースです。例えば、買い手側が「仕入税額控除が出来なくとも、どうしてもあなたの農産物が欲しい」となれば、適格請求書発行事業者でなくとも取引上何ら不利になることはないでしょう。

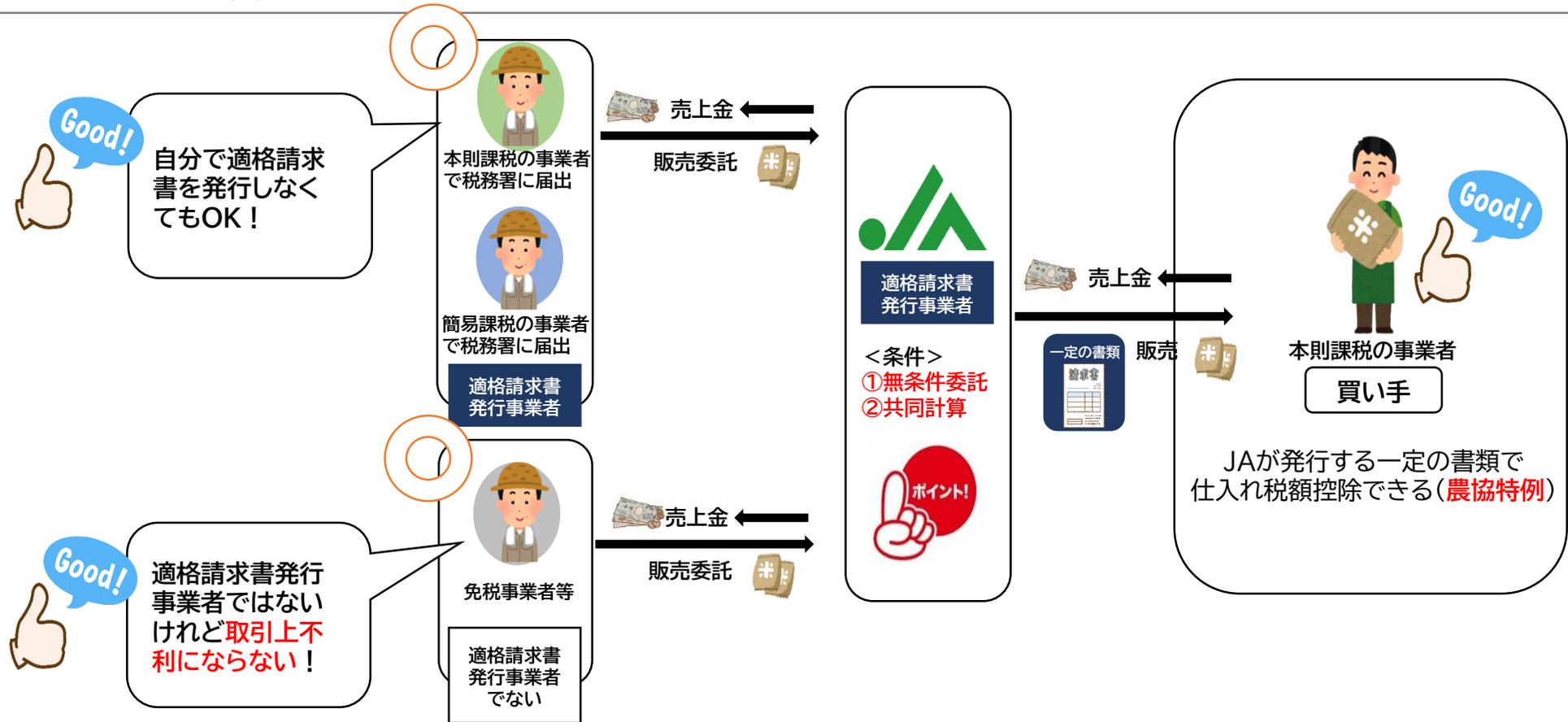


2. 事業者ごとに必要なインボイスへの対応(3)免税事業者が必要な対応

【参考】農協特例におけるJA側の対応

「農協特例」の場合、「買い手」はJAが発行する一定の書類で「仕入税額控除」を行うため、その農産物を生産した**農業者が「適格請求書発行事業者」か否かは関係ありません。**

そのため、農協特例によって販売する場合については、農業者が適格請求書発行事業者でなくても、取引上不利にはならないので安心してください。

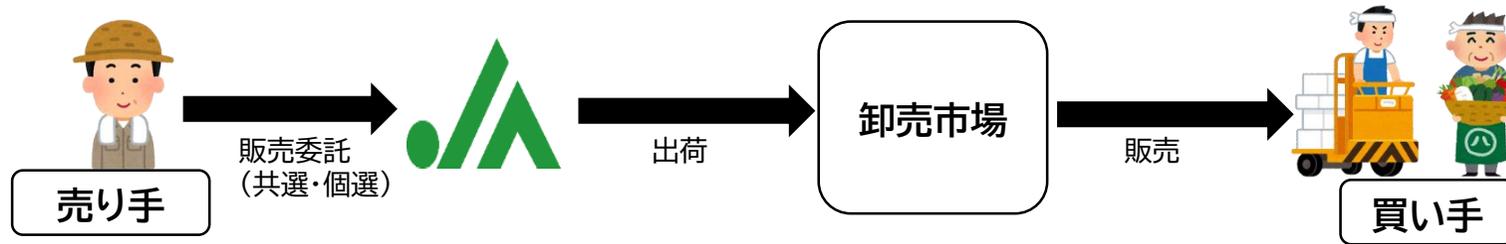




2. 事業者ごとに必要なインボイスへの対応(3)免税事業者が必要な対応

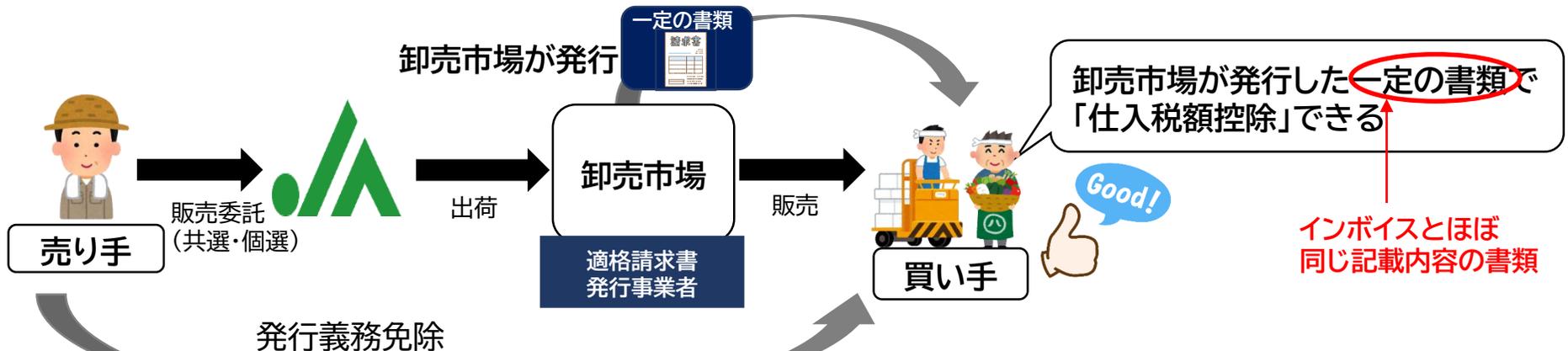
【参考】卸売市場特例について

JAへ販売委託した野菜等は、**卸売市場を通して**卸等の実需者に販売することが一般的です。



卸売市場を通した販売の場合、売り手が買い手に適格請求書(インボイス)を発行することが困難です。

そのため、売り手(農業者)の適格請求書発行義務を**免除**し、**卸売市場が発行する一定の書類**により買い手が「仕入税額控除」することを認めることとなっています。**これが「卸売市場特例」**です。



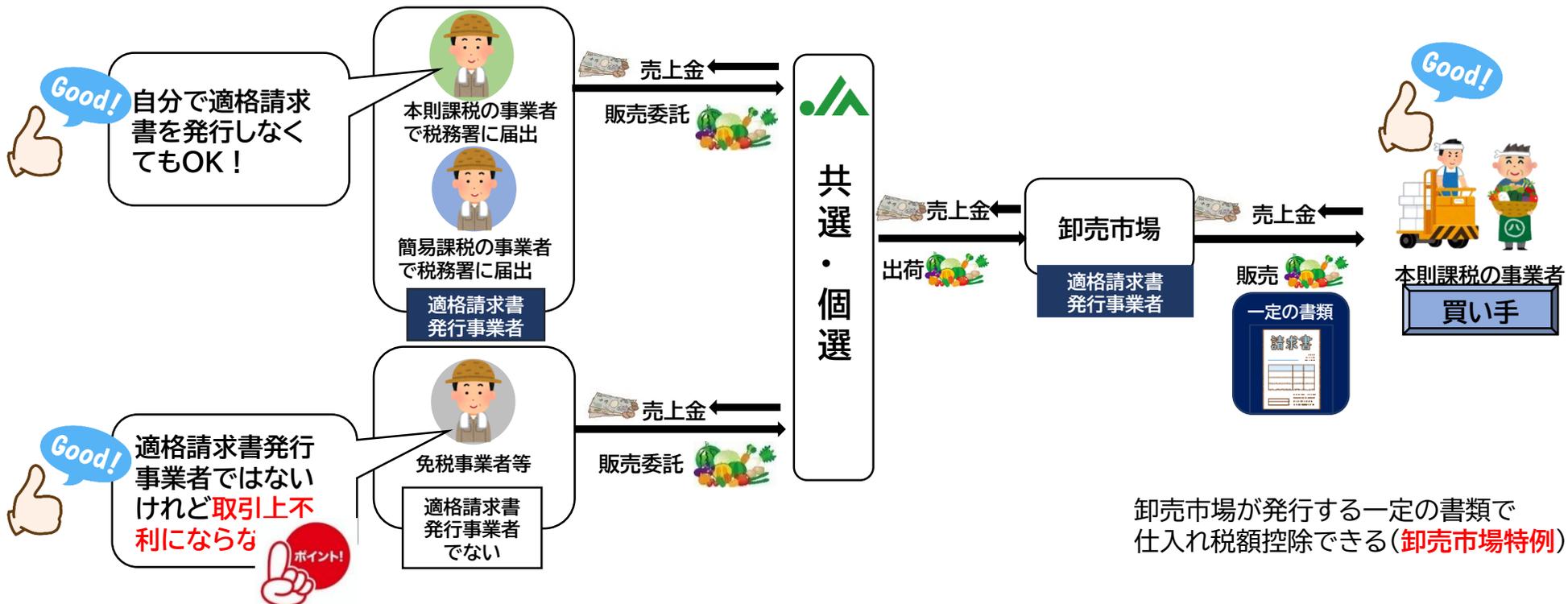


2. 事業者ごとに必要なインボイスへの対応(3)免税事業者が必要な対応

【参考】卸売市場特例における卸売市場側の対応

「卸売市場特例」の場合、「**買い手**」は卸売市場が発行する**一定の書類**で「**仕入税額控除**」を行うため、その農産物を生産した**農業者**が「**適格請求書発行事業者**」か否かは関係ありません。

そのため、卸売市場特例によって販売する場合については、農業者が**適格請求書発行事業者**でなくても、**取引上不利にはならないので安心してください。**



卸売市場が発行する一定の書類で仕入れ税額控除できる(卸売市場特例)

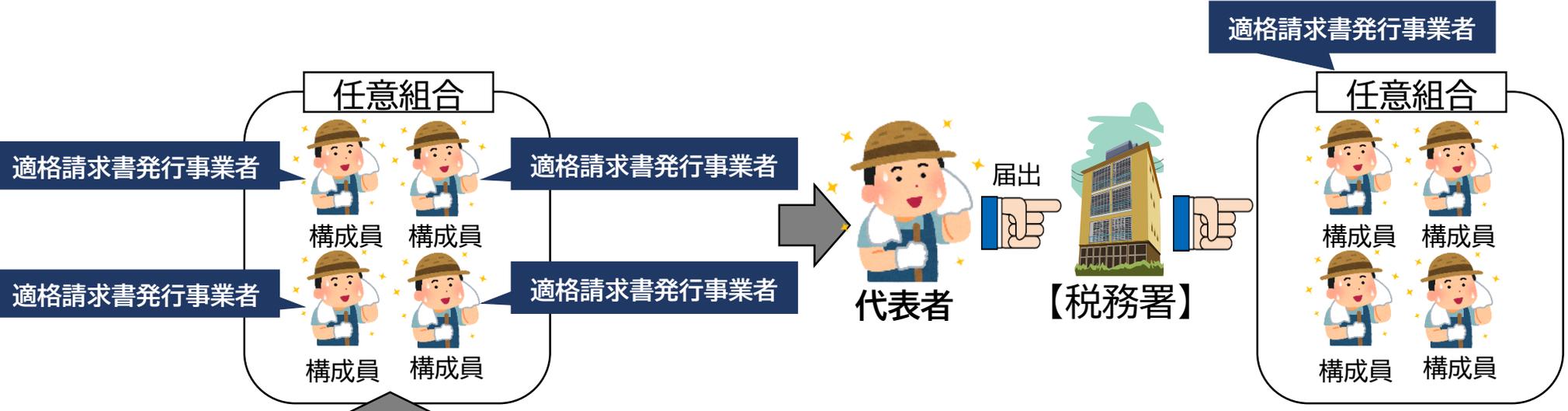


2. 事業者ごとに必要なインボイスへの対応(4)任意組合の必要な対応

農業では、複数の農業者が集まって、任意組合(機械利用組合、転作組合、生産組合等)として活動する場合があります。

この場合、**法人格のない任意組合が適格請求書発行事業者として登録できるか否か?**がポイントになります。

任意組合が適格請求書(インボイス)を発行するためには
構成員全員が適格請求書発行事業者で、かつ、**業務執行組合員等の代表者**が
税務署に届け出をしなければいけません。



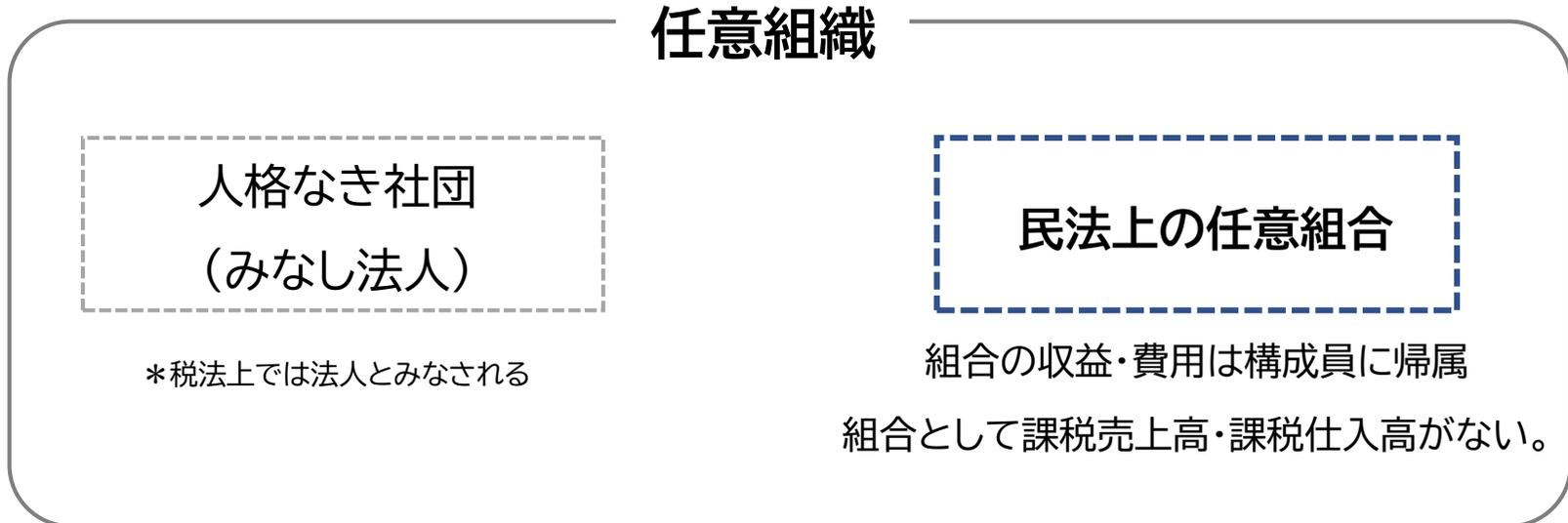
チェックポイント①
任意組合の構成員に免税事業者が含まれているか、確認が必要です。

チェックポイント②
任意組合は「**民法上の任意組合**」か、確認が必要です。



2. 事業者ごとに必要なインボイスへの対応(4)任意組合の必要な対応

民法上の任意組合についての留意点



○「民法上の任意組合」に係る税務上の留意事項

損益を構成員に配分

組合の収益・費用を損益配分割合に基づき、構成員に帰属させる。このため、消費税の課税売上高および課税仕入高を構成員に配分する。

内部留保ができない

組合の収益・費用が構成員に帰属することから、内部留保ができない。(人格なき社団は可能)



2. 事業者ごとに必要なインボイスへの対応(4)任意組合の必要な対応

民法上の任意組合による構成員への配分

組合の消費税における構成員の配分表(例)

(万円)

構成員	課税売上高	課税仕入高	構成員の出資金	損益配分割合
計	1,000	800	100	100%
A	500	400	50	50%
B	300	240	30	30%
C	200	160	20	20%

構成員に配分された課税売上高および

課税仕入高を各構成員が申告

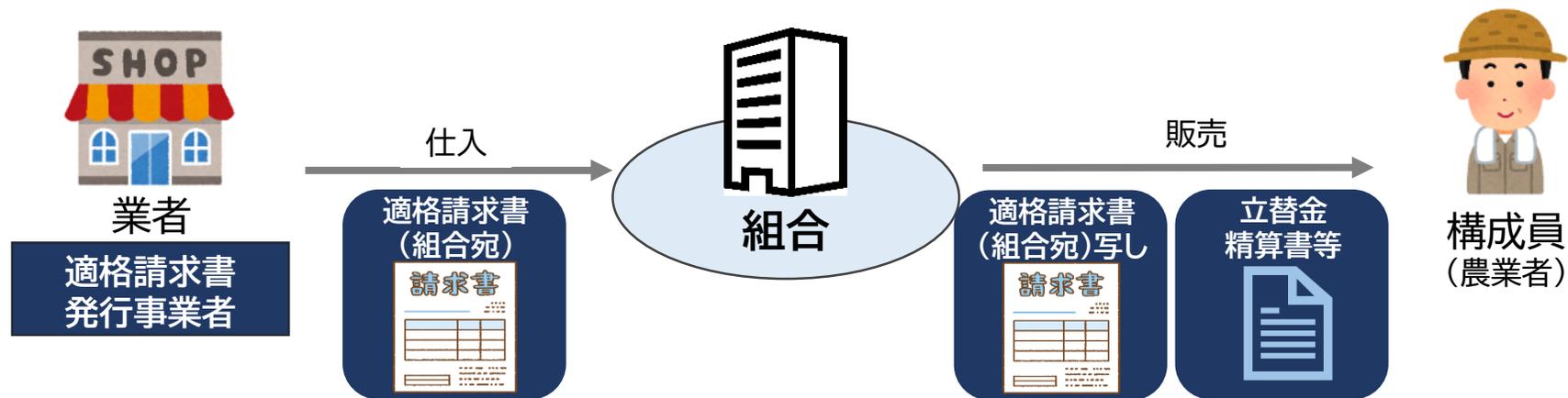


2. 事業者ごとに必要なインボイスへの対応(4)任意組合の必要な対応

インボイスを発行できない任意組合の対応策

組合が外部事業者から資材等を仕入れ、構成員に供給している場合、国税庁Q&A問84に基づき、組合が立替払いを行う場合は、構成員による仕入れ税額控除を行うことが可能となる。

○組合が業者から資材を購入・構成員へ販売する場合



国税庁Q&A問84の概要

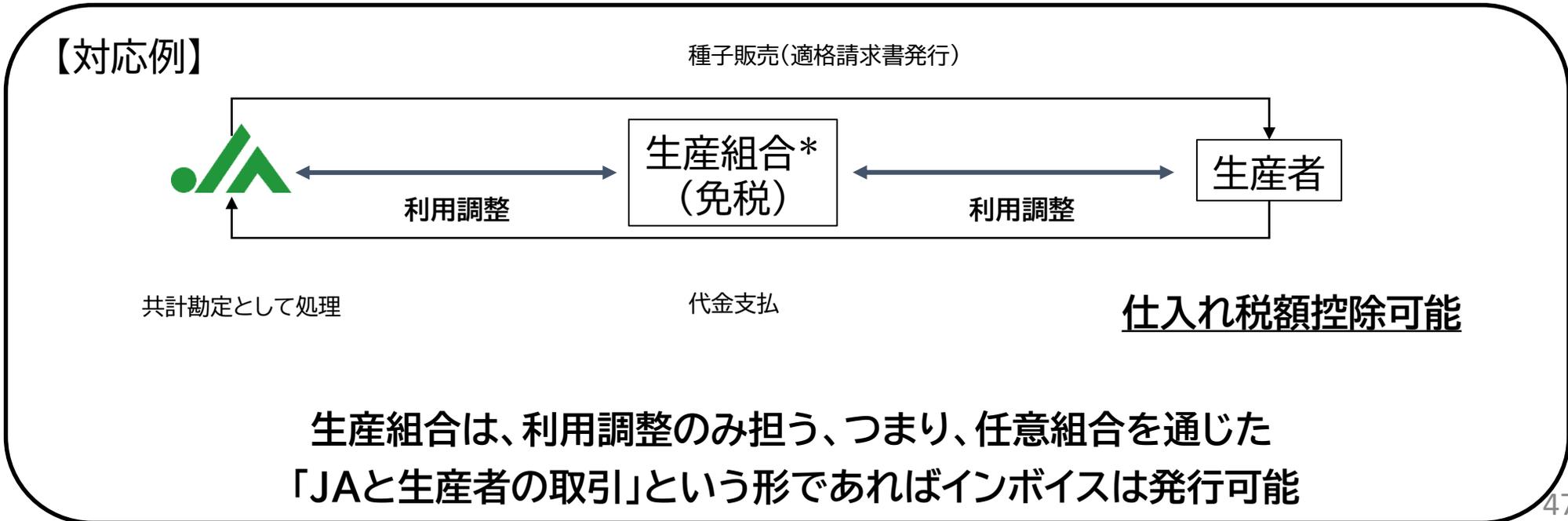
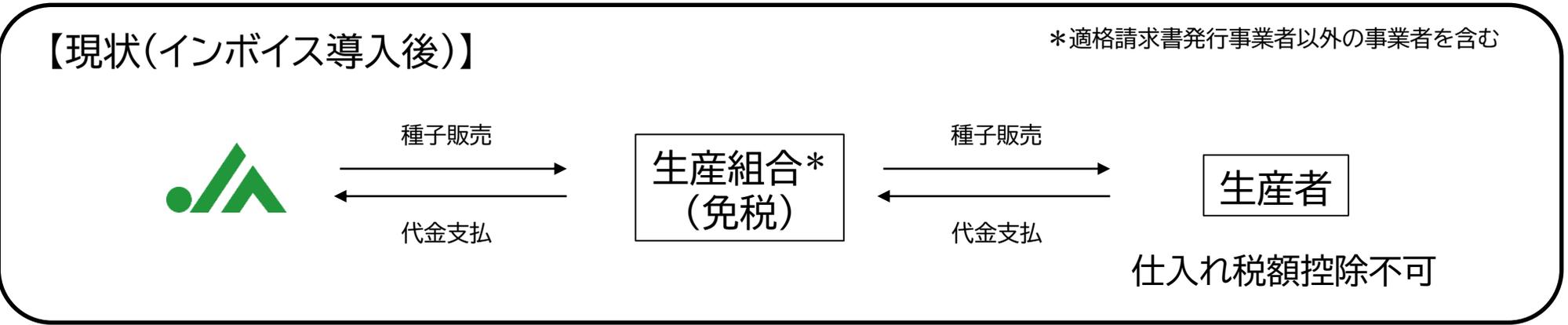
✓立替払いした組合から、構成員に「組合宛て適格請求書」と「立替金精算書等」を発行し、業者からの課税仕入れが構成員のものであることが明らかである場合、構成員側で「組合宛て適格請求書」と「立替金精算書等」の書類の保存をもって、インボイスの保存要件を満たす。

*複数業者からの仕入額をプール計算することは可能(全中確認)



2. 事業者ごとに必要なインボイスへの対応(4)任意組合の必要な対応

インボイスを発行できない任意組合の対応策

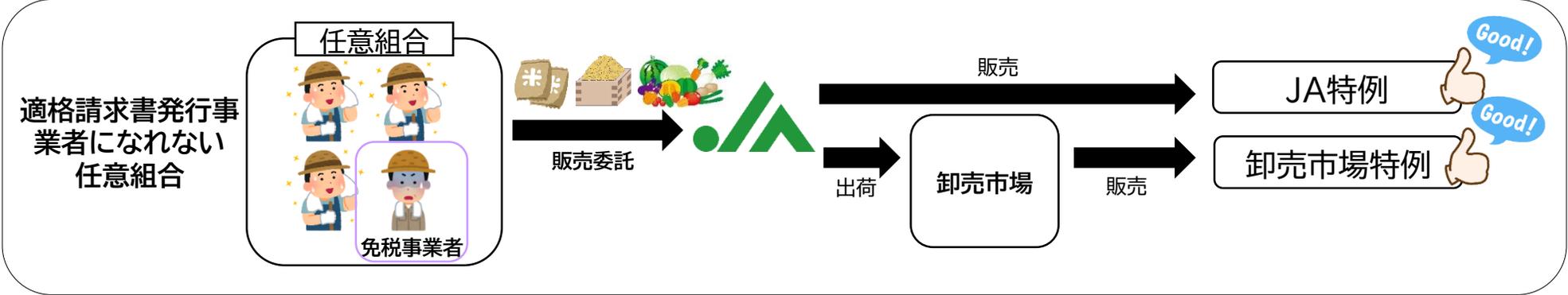




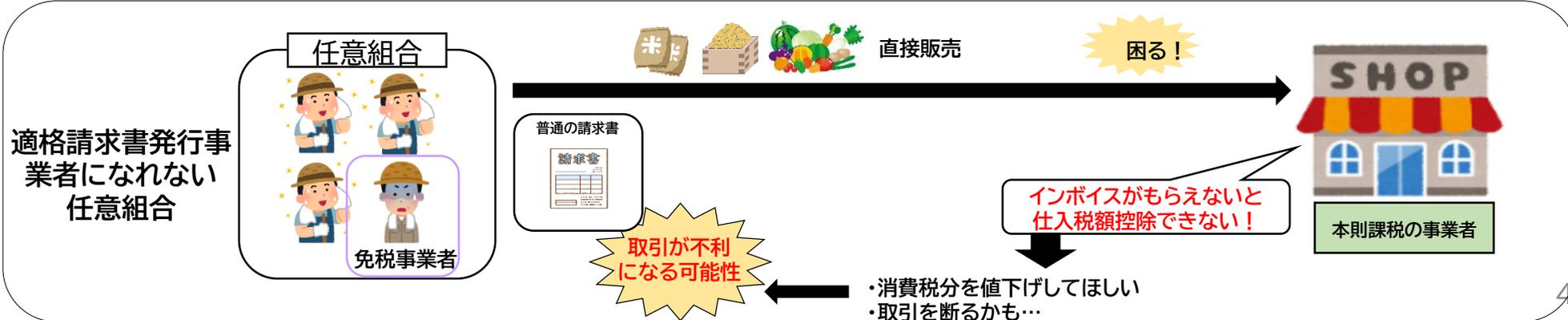
2. 事業者ごとに必要なインボイスへの対応(4)任意組合の必要な対応

任意組合が農産物等を販売している場合

任意組合名義で農産物の販売を行う場合、**JAに販売委託すれば「農協特例」「卸売市場特例」**により、任意組合で適格請求書(インボイス)を発行できなくとも問題ありません。



ただし、任意組合名義で、**直接販売する場合は留意が必要**です。
取引相手が本則課税の事業者である場合は適格請求書(インボイス)を求められることが想定されます。



2. 事業者ごとに必要なインボイスへの対応(5)農事組合法人の必要な対応

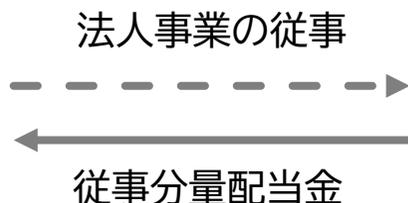
インボイス制度の導入による農業現場への想定される影響 | 農事組合法人

農事組合法人の従事分量配当金

- ✓ 現行は、農事組合法人の従事分量配当金は消費税の課税仕入れとして、農事組合法人側で仕入税額控除が可能であり、消費税還付を受ける又は消費税納税負担が軽くなることにより、農事組合法人の運営にあたり大きなメリットとなっている。
- ✓ インボイス制度の導入により、免税組合員(農業者)に対して支払った当該配当金は仕入税額控除ができなくなる。



免税組合員*
(免税農業者)



農事組合法人

* 適格請求書発行事業者以外の事業者を含む

農事組合法人の納税額
免税組合員に支払った従事分量配当金見合
いの仕入税額控除ができない。

免税組合員*に支払った従事分量配当金が仕入税額控除できなくなることから、
農事組合法人の納税額に影響が想定されます。



農事組合法人における対応方向

対応方向としては、下記のとおりです。法人の経営実態を踏まえつつ、個別に対応を検討する必要があります。

1. 免税組合員のインボイス発行事業者化

免税組合員が課税事業者になれば、当該組合員に対する従事分量配当が仕入税額控除の対象となる。

2. 確定給与制の採用

確定給与は仕入税額控除の対象ではないため、法人が受けるメリットは薄れるが、代わりに組合員に対しては、以下のメリットが生ずる※。

- ① 農業所得の申告上は青色申告特別控除額は最大65万円となるが、給与所得になれば給与の年間総額に応じて最大195万円の給与所得控除の適用を受けることができる。
- ② 社会保険制度の適用により、社会保険料は労使折半となるため、個人の負担が軽減される。
- ③ 当該農事組合法人のみ給与の支給を受ける場合、年末調整により原則として所得税の確定申告が不要となる。

3. 組織変更

経営の多角化を目指す場合、株式会社等への組織変更も考えられる※。

※「2. 確定給与制の採用」ならびに「3. 組織変更」については、法人税法別表第三「協同組合等の表」に掲げる農事組合法人に該当しなくなるため、下記の影響があることに留意が必要

- ① 普通法人と同等の税率になる。
- ② 法人事業税非課税が適用されなくなる。*畜産業、農作業受委託は元々適用外

4. 現状維持

課税事業者である組合員への従事分量配当のみ仕入税額控除する。



3. 令和5年度税制改正事項について

① 2割特例



インボイス制度施行後に適格請求書発行事業者となった
免税事業者(令和8年11月まで)

② 少額特例



課税売上高が1億円以下の課税事業者

③ 少額な返還インボイスの 交付義務免除



すべての
適格請求書発行事業者

④ 登録制度の見直しと 手続きの柔軟化



これから適格請求書
発行事業者になる
すべての事業者

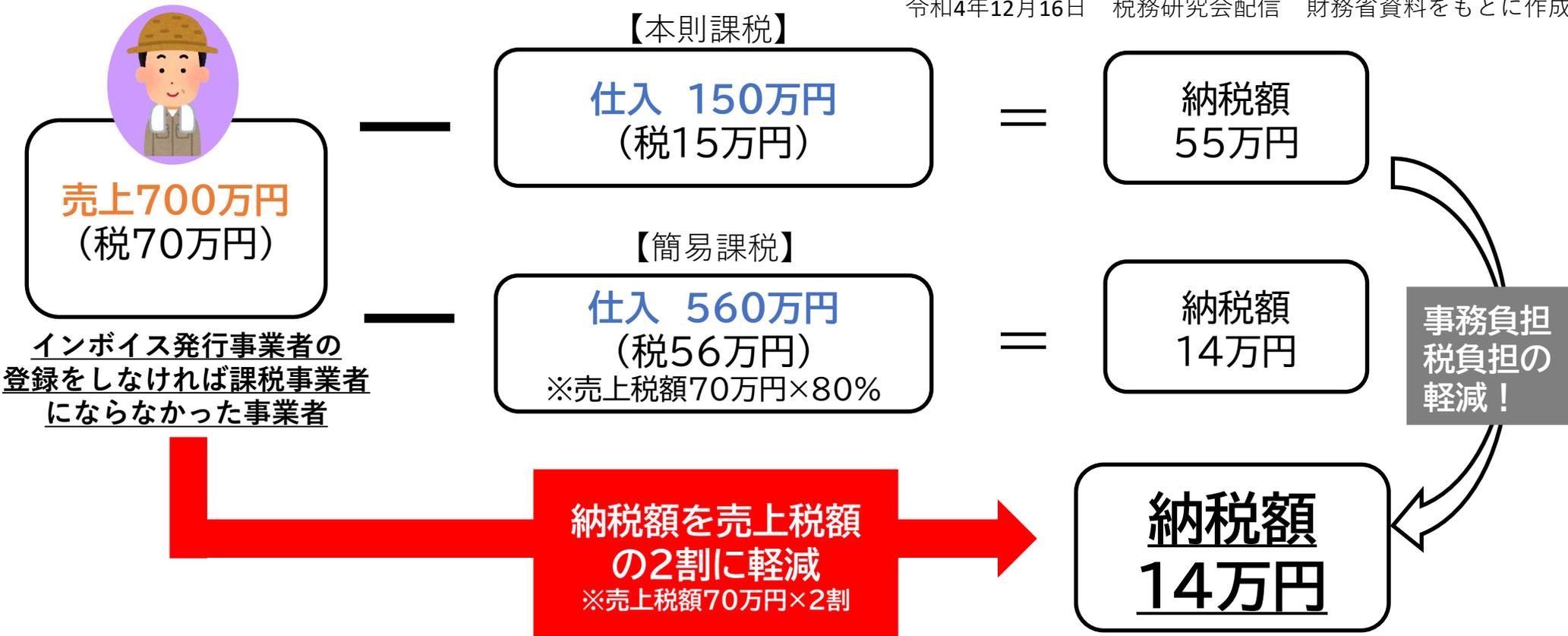


3. 令和5年度税制改正事項について(1)

2割特例について

免税事業者がインボイス発行事業者を選択した場合の負担軽減を図るため、納税額を売上税額の2割に軽減する激減緩和措置を3年間講ずることになりました。これにより業種にかかわらず、売上・収入を把握するだけで消費税の申告が可能となることから、簡易課税に比べても事務負担が大幅に軽減されます。

令和4年12月16日 税務研究会配信 財務省資料をもとに作成



※農業で2種簡易課税の場合は納税額に変化はありません。
※負担軽減措置の適応に当たっては事前の届出を求めず、申告時に選択適応できます。



3. 令和5年度税制改正事項について(2)

少額特例について

基準期間(前々年・前々事業年度)における課税売上高が1億円以下である事業者については、インボイス制度の施行から6年間、1万円未満の課税仕入れについて、インボイスの保存がなくとも帳簿のみで仕入税額控除を可能とします。

令和4年12月16日 税務研究会配信 財務省資料をもとに作成

インボイス
制度施行

R6.2.28

R6,3,17

R11.9.30

少額特例適応期間(6年間)

【対象者】
基準期間の
課税売上高
一億円以下



仕分け
不要!





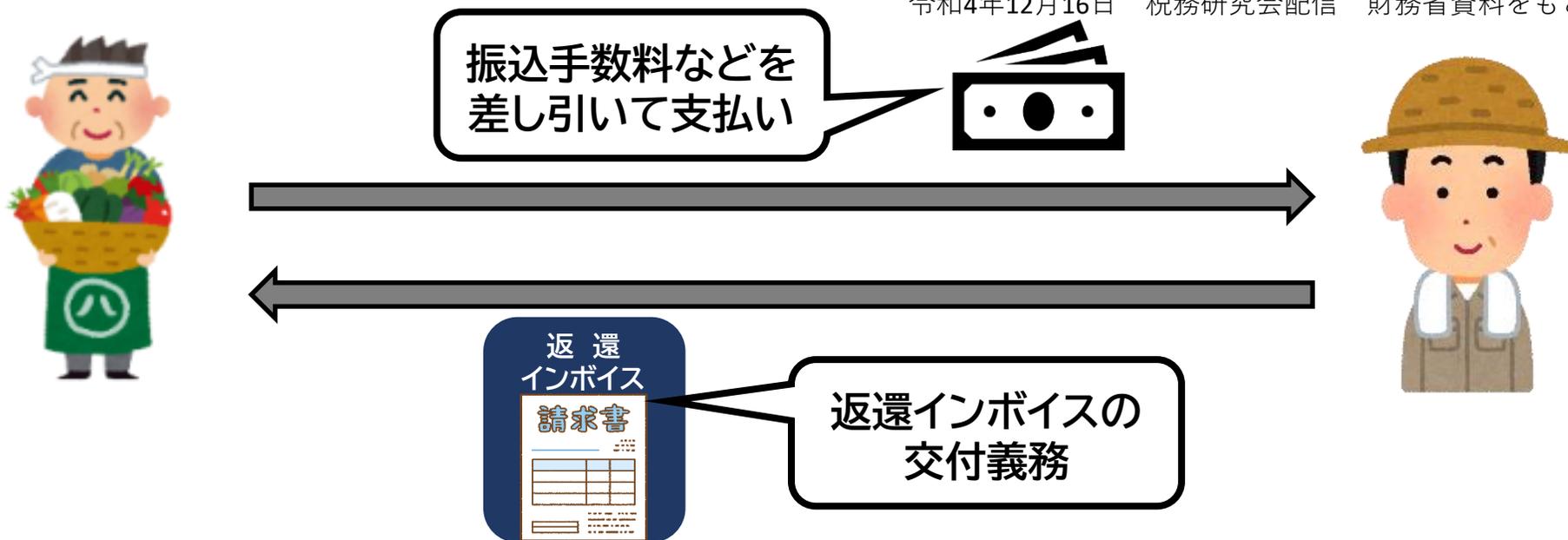
3. 令和5年度税制改正事項について(3)

少額な返還インボイスの交付義務見直しについて

インボイス制度への移行に伴い、インボイスの交付義務とともに、値引き等を行った際にも売手と買手の税率と税額の一致を図るために、値引き等の金額や消費税額等を記載した返品伝票といった書類(返還インボイス)の交付義務が課されることとなっております。

今回の改正により事務負担軽減の観点から、少額な値引き等(1万円未満)については返還インボイスの交付を不要とします。

令和4年12月16日 税務研究会配信 財務省資料をもとに作成



値引き等が少額(1万円未満)である場合、返還インボイスの交付を不要とする

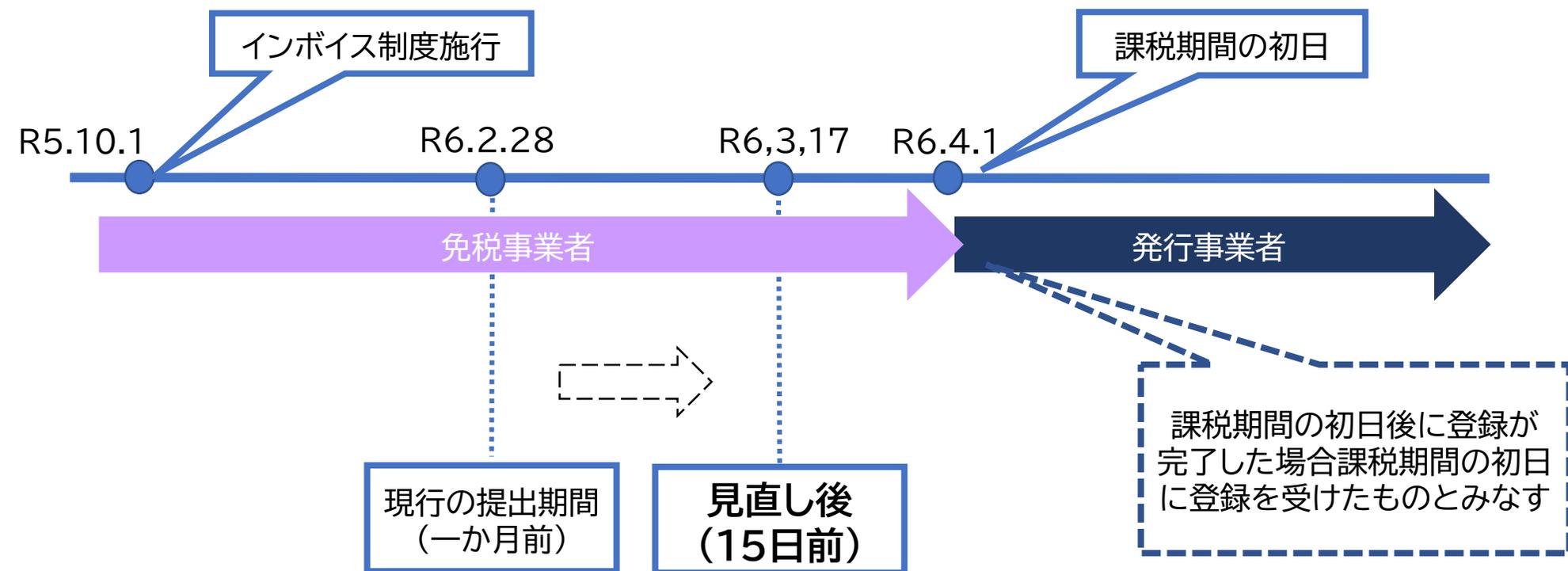


3. 令和5年度税制改正事項について(4)

適格保存請求書等保存方式に係る登録手続きの見直しについて

令和5年度税制改正により「インボイス制度開始後」に事業者が適格請求書発行事業者の登録を申請する場合においては、課税期間の初日から登録を受ける場合1か月前に申請書を提出する必要がありました。が、**15日前**まで認められるようになりました。

令和4年12月16日 税務研究会配信 財務省資料をもとに作成



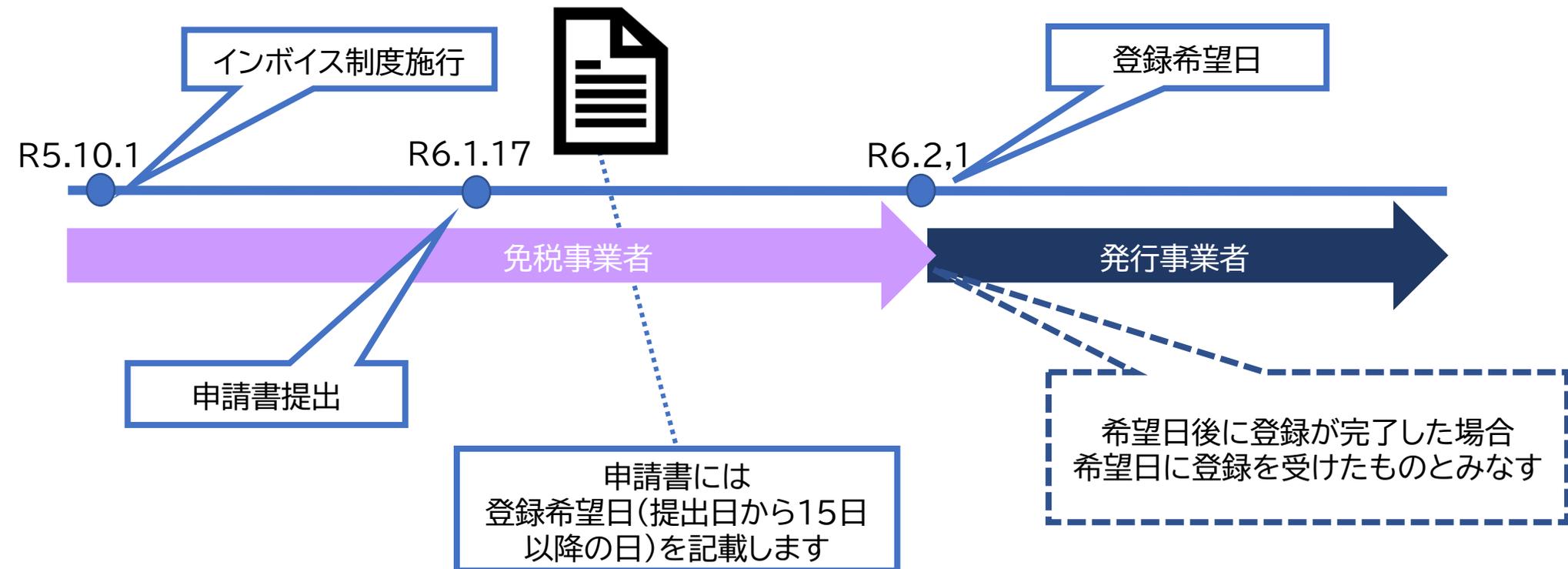


3. 令和5年度税制改正事項について(4)

適格保存請求書等保存方式に係る登録手続きの見直しについて

令和5年10月1日～令和11年9月30日までは、課税期間の途中であったとしても適格請求書発行事業者になることが可能です。その際には、申請書に**15日以後**の日を記載し提出します。

令和4年12月16日 税務研究会配信 財務省資料をもとに作成



インボイス制度全般に関するお問い合わせ先

JA北ひびき

本所 営農部	経営対策課	23-2418
上士別支所	業務課	24-2311
多寄支所	営農課	26-2321
朝日支所	営農販売課	28-2011
和寒基幹支所	営農課	32-2441
剣淵基幹支所	営農課	34-2011